

大阪学院大学

商・経営学論集

REVIEW OF COMMERCE AND
BUSINESS ADMINISTRATION

第 42 卷 第 1 号

2016年 9 月

論説

郡司 健 1
会計観の拡張と現代会計

加茂 英司 37
流通構造を決定する非定常性変数のサイクルとトレンドの研究

大阪学院大学商・経営学会

会計観の拡張と現代会計

郡 司 健

Expansion of Basic View in Contemporary Accounting and Its Significance

Takeshi Gunji

ABSTRACT

Introduction of the fair value measurement standard by the Financial Accounting Standards Board (FASB) in the US and International Accounting Standards Board (IASB) is bringing further expansion to the basic view of contemporary accounting.

To understand the basic view of contemporary accounting, which is always deeply exposed to change, this paper makes the feature of the contemporary accounting view as the hybrid accounting clear. This is done through contrast with a traditional accounting view as the acquisition cost accounting developmentally, and by surveying future developing methods concerning expansion of the basic view of contemporary accounting including the fair value accounting.

はじめに

わが国の伝統的な企業会計は、企業会計審議会の『企業会計原則』をベースとして、戦後の経済復興期からバブル期に至るまでわが国企業の健全な発展を支えてきた。しかし、一方でバブルの崩壊・デフレスパイラルといった経済不況要因と、他方で産業資本主義（プロダクト）から金融資本主義（ファイナンス）への移行、金融ビッグバン・ITビジネス・グローバル経済の浸透などにより、企業会計は、大企業とくに上場企業を中心にグローバルスタンダードの影響を強く受けるようになった。

それとともに、現代の企業会計（現代会計）は大きく変容し、伝統的な企業会計（伝統的会計）とは非常に異なる内容を持つとともに、多様な側面を有するにいたった。しかも、グローバルスタンダードそれ自体も年を追って変更されてきており、現代会計はさらなる変化にさらされている、といって過言ではないであろう。とりわけ米国財務会計基準審議会（FASB）や国際会計基準審議会（IASB）による公正価値測定基準の導入は現代会計（観）にさらなる拡張と変化をもたらしつつある。

そのような常に変更にさらされている現代会計を一層深く理解するためには、過去・現在における変化を見極め、そのうえで将来の方向性について考えることも一つの方法であろう。このような観点から本稿では、伝統的会計との対比を通じて現代会計の特徴を明らかにし、現代会計観の拡張をめぐる今後の展開方向について概観してみよう。

I 現代会計観の拡張

伝統的企業会計は、『企業会計原則』にみられるように取得原価主義会計に基礎をおいていたといつてよいであろう。これに対し、現代会計では、1998年

の『連結財務諸表原則』改正を契機として、国際的な会計基準との調和化からさらに国際会計基準との収斂ないし統一化（コンバージェンス）のもとに、取得原価だけでなく時価さらには現在価値を含む混合測定（hybrid measurement）が会計測定的基本的特徴となっている。

その背景には、ドイツ語圏では動態論的会計観から未来指向的会計観（あるいは新静態論的・資本理論的会計観）への重点移行がみられ、英米では収益費用アプローチから資産負債アプローチへの重点移行がみられる。

しかし、現代会計が未来指向的会計観あるいは資産負債アプローチへ完全に移行したわけではない。ある意味において、混合測定ないし混合会計（hybrid accounting）観は、動態的会計観・収益費用アプローチと未来指向的会計観・資産負債アプローチとの混成・混合からなるものである。

他方、国際会計基準（国際財務報告基準IFRS）では、これまで各種基準のなかで断片的に適用されてきた公正価値測定（fair value measurement）が、米国基準（FASB）との調整の結果、IFRS第13号「公正価値測定」の公表（IASB2012）によって、本格的に適用が求められるようになってきた。このような背景には、資産負債アプローチのもとで公正価値測定の全面的な適用が期待（危惧）されていたといういきさつがあり、そこには公正価値会計観とでも呼ぶべき会計観が伏在するものとみられる¹⁾。

しかし、収益費用アプローチと対比される資産負債アプローチは最初から公正価値会計と必ずしも直結していた訳ではない。また、現行のIFRSの公正価値測定基準が会計領域の全般に全面的に適用されるわけでもない。

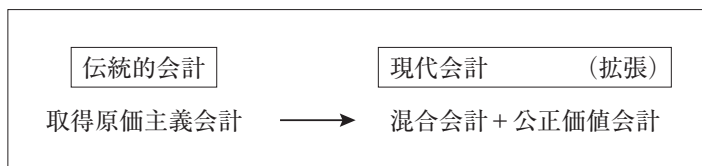
混合測定は取得原価を中心にさらに時価・現在価値を導入することから、あくまでも主観（主体）的価値にむしろ基礎をおいているとみられなくもない。これに対し、公正価値はむしろ出口価格としての市場価格を基礎する売却価値

1) 米国基準ではかつて公正価値会計の全面的な適用が想定されていた。しかし、2008年9月のリーマンショック（サブプライムローン問題）によって挫折した経緯がある。

ないし客観（客体）的価値を基礎とする。それはかつての財産計算目的ないし静的会計観における売却価値とも相通ずるものがある²⁾。

しかし、IFRSの公正価値測定は、すべての会計領域に全面的に適用されるのではなく、部分的に適用されるため、混合的測定から公正価値測定へ全面的に移行するわけではない。それ故、会計観に関しては混合会計観から公正価値会計観の包含への拡張としてとらえられるであろう。

図表 1 現代会計観の拡張



かくて、現代会計では、動的会計観・収益費用アプローチから未来指向的会計観・資産負債アプローチへの重点移行に加えて、それを支える基礎となった混合会計観からIFRS等によって展開される公正価値会計観の包含へと会計観の拡張が見いだされる。それはまた新たな混合会計（広義）の展開（拡張）としても理解されうる。しかし、ここでは（狭義の）混合会計観と公正価値会計観との対比の形で考察して行きたい³⁾。

2) 公正価値概念の一つの源泉はイギリスの公正かつ真実な概観（true and fair view）にかかわる真実・公正な価値に求められる。それは、かつての売却価値（換金価値ないし清算価値）に類する売却市場価格が中心であった（吉田1973、102-110頁参照）。もちろん現在では継続企業（事業転換）の前提に基づく売却市場価値をおもに意味し、それゆえ新静態論あるいは資産負債アプローチに基づく価値評価として位置づけられる。再調達原価や取替原価さらには割引現在価値が事業継続を重視するのに対し、公正価値は、むしろ売却市場価値を中心に事業転換に大きくかわかると考えられる（吉田1968、92-99頁参照）。

3) 混合会計に関しては、公正価値会計との混合という意味で用いられることが多い。しか

Ⅱ 動的会計観と未来指向的会計観

1 伝統的企業会計から現代会計への転換

企業会計の変化・発展は、端的には、会計目的の変化として捉えられることがある。このような会計目的の変化の基礎には会計観の変化が見いだされる。財産計算目的から損益計算目的への移行の基底には、静的会計観から動的会計観への変化がみられた。

さらに損益計算目的から情報提供目的への移行にともない、その基底には動的会計観から未来指向的会計観への変化がみいだされる。また、英米では、収益費用アプローチないし収益費用観から資産負債アプローチないし資産負債観（asset-liability view）への移行が見いだされる。動的会計観と収益費用アプローチ、未来指向的会計観と資産負債アプローチとは、視点ないし重点の置き方に若干の差異はあるが、総体としては内容的にほぼ相応するといつてよい。

2 動的会計観

(1) ドイツ動的会計観

ドイツ動態論を確立したシュマーレンバッハ（E. Schmalenbach）は、企業の経営成果の計算として損益計算を重要視した。すなわち、それ以前の財産調査にもとづいて財産貸借対照表（静的貸借対照表）を作成し、期首と期末の純財産の増加高をもって利益を算定する計算よりも、（複式簿記の記録に基づいて）収益と費用との差額をもって算定される利益を重視したのである。

それとともに、損益計算は企業の固有の成果計算を示すのに対し、貸借対照表は、すべての未解消の収入および支出とすべての未解消の費用および収益と

し、ここではむしろ企業体関連的な取得原価・時価・現在価値を含む混合測定を中心とする（狭い意味での）混合会計を意図している。市場価格にも公正価値としての市場価格と、企業体関連的な（経営者の立場からする、あるいはローカルな）市場価格とがありうるであろう。後者は一見公正価値のようであるが、純粋な意味での公正価値ではなく、むしろここでいう混合会計（狭義）に含まれるとする考えである。

を計算するものとしてとらえられた。

シュマーレンバッハの動的貸借対照表の構造を後期（新版；第8版－第13版）の所説に即して表示すれば下記の図表2のように示される。このような成果計算における未解消項目を明示することと、「企業の力の貯蔵庫（Krftespeicher der Unternehmung）」における力の構成を表示することとが、貸借対照表の2つの主要な特長であるとされる⁴⁾。

図表2 動的貸借対照表の図式

借 方（前給付）		貸 方（後給付）	
独立項目	支払手段（現金）	独立項目	資 本
未解消項目		未解消項目	
支出未費用	諸設備・原材料	費用未支出	未払費用・修繕引当金
支出未収入	貸付金・有価証券	収入未支出	借入金・預り金
収益未収入	売掛金・未収収益	収入未収益	前受収益・前受金
収益未費用	自家生産物	費用未収益	自家修繕引当金

（郡司2012、60頁。Vgl. Schmalenbach1962, S.66-72. 土岐訳1959、47-53頁参照）

この図表2において、「収益未費用」には、自社内で消費する目的で製作された給付つまり自家生産物（工具器具備品、部品、機械設備）がその例としてあげられる。また、「費用未収益」には、次期に自家給付（自家生産物）による修繕を予定する場合の修繕引当金があげられるであろう。そこでは、自家生産物が収益（発生収益）としてとらえられている。このようにシュマーレンバッハにあっては、たんに実現した収益だけでなく、発生した収益つまり給付も含まれることは注意すべきであろう⁵⁾。

4) Schmalenbach1962, S.71-74. 土岐訳1959、52-55頁参照。郡司1992、30-33頁。
Vgl. Schmalenbach1926, S.121. 訳書118頁。

5) Schmalenbach1962, S.66-72. 土岐訳1959、47-53頁参照。Vgl. Schmalenbach1926, S.119f.

シュマーレンバッハの前期（旧版；初版－第7版）の所説においては、「一致の原則（Grundsatz der Kongruenz）」のもとに、期間損益計算の連結帯をなす貸借対照表は未解消の支出・費用・収入・収益（給付）に関する繰越機能を果たす補助手段として理解される⁶⁾。

ここに一致の原則は、企業の設立から解散にいたる全体収入と全体支出との差額としてとらえられる全体利益（全体収支＝全体損益）が、期間利益（期間損益）の合計と等しくなることを要求するものである。しかし、全体利益に関する収入支出計算と（期間）損益計算との間には差異が生ずる。このような一致の原則が成り立つためには、貸借対照表継続性の原則が前提とされる。すなわち、貸借対照表継続性は、貸借対照表が収入支出計算と損益計算との間における未解消項目を収容することによって果たされることとなる。かくて貸借対照表は、支出と費用との間の、また収入と給付（収益）との間の調整のための緩衝器となる（Schmalenbach1926 S.114土岐訳1950、107頁）。そこでは、貸借対照表は期間損益計算の補助手段となるとみられる。

他方で、貸借対照表は、前述のように企業の力の貯蔵庫を表すとともに、その借方側は「前給付」を含意し、その貸方側は「後給付」を含意する。前給付たる借方側資産は、企業の受け入れた給付（有形無形の財）であって、未だ解消されないものを含む。他方、後給付たる貸方側は、企業が将来外部へ給付を提供するか、支出をなさなければならないような、未だ解消されない消極的な義務を示す（Schmalenbach1926 S.119. 土岐訳1950、116頁）。

訳書114-116頁。この収益（給付）未費用および費用未収益（未給付）は実現主義を中心とする制度会計の観点からは省略されることもある。武田2008、450-451頁。

- 6) 谷端1983、42-43頁。郡司1992、22頁。42-43頁。初版、7版および4版は次の通り。初版；Schmalenbach1919. 7版；Schmalenbach 1939（訳書1950）、4版；Schmalenbach 1926. なお、一致の原則から貸借対照表継続性（引継性）、損益計算書の役割および連結帯としての貸借対照表の役割（未解消項目の収容）の関係性に関する説明に関しては、阪本1982、148-150頁。阪本1984、第14章等が参考になる。

前給付は、企業が受け入れた給付（有形・無形の財）であり、企業になおも存在する積極的な力（noch vorhandene aktive Kräfte）として、将来において収益（便益）をもたらす。そこではまた、将来において用役（Nutzen）を有する価値をもつかどうか重視される⁷⁾。このようなシュマーレンバッハの所説からは、資産に関して用役潜在性と同様の思考をみいだすことができる（郡司1992、132-133頁）。

とくにわが国の伝統的会計に大きな影響を与えたドイツ動的会計論において、シュマーレンバッハの所説、とくに初期の所説には、給付思考を中心に未来指向的色彩も強い面があった⁸⁾。しかし、その後継者であるワルプ（E. Walb）の収支・給付二元思考からさらにコジオール（Kosiol）の収支思考へと精緻化されるにともない過去回顧的色彩が強くなった⁹⁾。

(2) アメリカ動的会計観と収益費用アプローチ

アメリカ動態論を代表するペイトン＝リトルトン（W. A. Paton and A. C. Littleton）にあつては、原価配分思考のもとに、「価値」よりもむしろ原価（費用）の流れと、未償却原価の残高としての資産の解釈とが重視される。資産は、未償却原価ないし未費消原価の繰越としてとらえられた（Paton and Littleton 1940、p.11, p.67. 訳書17頁、114頁）。このような思考は、後に収益費用中心観

7) Schmalenbach1926, S.119、土岐訳1950、116頁。Schmalenbach1962, S.74、土岐訳1959、55頁。

8) Schmalenbach1926, S.101. S.117. 土岐1950、11頁、85-86頁（Schmalembach1939）。郡司1992、13頁、40-41頁。

9) 谷端1983、232頁。郡司1992、48頁。Walb1926（訳書1982）Kosiol 1954.（高田訳著1965）。Kosiol1976. このような流れと平行して、ドイツだけでなく米国においても動態論から資金動態論さらには各種資金計算書論が展開された。これに関しては、例えば、黒澤1958；武田1962；吉田1968等参照。この半面、時価主義動態論、動的三勘定系統説などのように時価主義を包含する動的会計理論の展開もみられた。Lehmann1925. これに関しては、郡司2010等参照。

ないし収益費用アプローチとして位置づけられる（FASB1976、pars.38-42）。

3 未来指向的会計観

動的会計観と未来指向的会計観とは、時間の方向性（過去と未来）が異なる。いわゆるドイツ動的会計論の本流は、その理論的精緻化の過程において、次第に過去回顧的になっていった（谷端1968、232頁）。これに対し、英米だけでなくドイツでも1960年代から意思決定論・情報論的観点から企業会計とくに貸借対照表を未来指向的に構築しようとする試みが多くみられるようになった。情報さらに意思決定は未来を指向するがゆえに、未来指向的な会計情報の研究が積極的になされるようになった。あるいはそれは、資本理論的会計研究と称された。そこでは未来指向的会計観あるいは資本理論的会計観とも呼ぶべき会計観が展開された。

未来指向的会計観は未来における展開を視野にいたした現在の状態－より具体的には将来キャッシュ・フローの割引現在価値－を重視することとなる。わけでも、1950年代から資産を将来キャッシュ・フローの割引現在価値によって把握し、さらにはヒックス（J.R.Hicks）流の経済的利益概念（「価値と資本」概念ないし経済的所得理論および資本理論）に基づいて企業の計算構造を展開しようとする試みが、米国や北欧諸国の学者（スカンジナビア学派）さらにはドイツ語圏などで展開された。なかでもとくにオーストリアのザイヒト（G. Seicht）の資本理論貸借対照表論はその典型であろう（Seicht1970）¹⁰⁾。

そのような未来指向的会計観の一つの大きな契機・拠り所となった理論としてケーファーの未来指向的貸借対照表観がある。彼は次のような貸借対照の

10) 経済的利益概念は、とくにヒックスのいう企業家の所得（利益）概念、すなわち、「彼が一週間のうちに消費し得て、しかも週末になおも週初と同じ富裕さ（経済状態）であることを期待しうる、その最大額である」に基礎をおくとされる。Hicks1946, p.172：訳書1951、260頁。経済的利益概念研究の展開に関しては、郡司1992、第5章等参照されたい。

シェーマ（図式）を展開した。

図表3 ケーファー未来指向的貸借対照表

借方	貸借対照表	貸方
I. 将来の財貨・給付の入りの期待（機会） a) 他の経済単位に対する権利に基づくもの（貨幣、有価証券、受取債権等） b) 自由に利用できる物的財貨に基づくもの（商品、機械、建物、リース資産等） c) 事実上の関係に基づくもの（のれん・特許権・商標権等）		I. 将来の財貨・給付の出の期待（リスク） a) 他の経済単位に対する義務に基づくもの（支払債務・法的債務） b) 事実上の関係に基づくもの（引当金等） c) 有害廃棄物等「マイナス要素をもつ財貨」の保有によるもの（資産除去債務） d) 企業目的等の達成のための持分所有者への給付（自己資本等）
II. 修正項目		II. 修正項目

損益計算書

経過年度の財貨・給付の出	経過年度の財貨・給付の入
--------------	--------------

（ここでの貸借対照表の配列は、流動性配列法に近い配列に変更している。Käfer 1976, S.53；訳書111頁）

未来指向的会計観の一つの大きな特徴は資産概念にある。ケーファーは、資産に関して次のように要約している（Käfer1976, S.25；訳書、100頁）。

「個別経済の資産は、貸借対照表作成時点の評価に従って、将来追加的な反対給付を伴わずに自由に使用できる用役給付の総体として統一的に説明される。貸借対照表日の資産の額は、この用役給付の額を現価に割り引くことによって決定される。」

とはいえ、このことがただちに全面的に割引現在価値の導入を強く主張するものではない。むしろ、ケーファーは将来の給付の把握は重要であるが、その具体的な測定にあたっては、時価や取得原価を代替尺度として使用することを

主張している（Käfer1976, S.47；訳書、128頁）。

その後の未来指向的会計理論ないし未来指向的貸借対照表の研究は、むしろ将来キャッシュ・フローの割引現在価値の全面的適用を理論的に追求するものが多くみられたが、実践的には個別的な適用にとどまった。しかし、そのような全面的適用の理論的な試みが、実践的な個別適用を促進した面があることは否めないであろう¹¹⁾。

4 用役潜在性とアメリカ未来指向的会計観

シュマーレンバッハ動的会計論に示唆される給付思考ないし用役潜在性の考え方は、むしろアメリカ会計学において積極的に展開されてきた。用役潜在性思考は、キャニング（J. B. Canning）からさらにヴァッター（W. J. Vatter）を経て¹²⁾、アメリカ会計学会（AAA）の1957年原則書によって一層精緻化され、わが国の伝統会計においても資産の本質観として広く受け入れられた。

AAAの1957年原則書は、資産を特定の企業体において使用される経済的資源であり、用役潜在性の集合（sum of service potentials）としてとらえる。そして、資産の測定に関して、次のように述べている（AAA1957, pp.536-546. 中島訳1964、133-135頁）。

「資産の価値は、その用役潜在性の貨幣等価物である。概念的には、その資産がもたらしうる用役のすべての流れの将来市場価格を確率と利子係数によっ

11) 郡司1992、第5章。もちろんその背景には、管理会計や経営財務における現在価値法や内部利益率法（内部利子率法）の実践的な導入と普及があることも否定できないであろう。

12) キャニングにしたがえば、貸借対照表は「企業の財政状態に関する一覧表」である。そして、企業の資産は、「貨幣に転換可能な将来用役」であり、負債は外部者のための将来の給付であり、自己資本は資産と負債とのたんなる差額として定義された（Canning1929, p.9, p.55f, p.182）。これに対し、ヴァッターは、借方資産を「用役潜在性の総計」としてとらえ、貸方を「資産に対して適用される資金の拘束」としてとらえた（Vatter1947, p.16, p.19）。

て現在価値へ割引いたものの合計である。しかしながら、この価値概念は、数量化のために限られた実際的基準しかもたらさない抽象化の産物である。結果的に、資産の測定は、一般に他のより実行可能な方法によってなされることとなる。」

そして、貨幣性資産はおもに現金収入見積額 (expected cash receipt) に基づいて、また非貨幣性資産は、通常、取得原価を基礎として測定される。かくて、「資産のすべての測定の目的は、利用可能な用役潜在性の額を最も客観的かつ現実的に表示することである」と説かれる。また、負債は、「過去の活動ないし事象から生じた企業体に対する請求権であり、通常の場合、会社資源の支出 (expenditure) を必要とする」と述べられる。株主持分つまり資本は、「会社資産に対する残余請求権を表す」とされる (中島訳1964、英文58頁、訳文139頁)。

このように1957年原則書においては、用役潜在性をめぐって、すべての用役の流れの現在価値への割引が提示される。しかし、その測定にあたっては、実行可能性と客観性の観点から、結局のところ取得原価と時価 (現金収入見積額) が基礎とされることとなる。

5 将来の経済的便益と資産負債アプローチ

その後、用役潜在性思考は「将来の経済的便益」として現代会計において定着することとなる (FASB1985, par.28)。ちなみにFASBは、とくにその概念報告書第6号 (SFAC No.6) において、資産、負債、資本 (持分) を次のように定義した。

①資産－過去の取引あるいは事象の結果として特定の主体によって取得されあるいは支配されている、起こりうる将来の経済的便益である。また、すべての資産 (経済的資源) が持つ共通の特性は、これを使用する主体に用役ないし便益をもたらす固有の能力たる、「用役潜在性」ないし「将来の経済的便益」で

ある。

②負債－過去の取引あるいは事象の結果として将来他の主体へ資産を譲渡しあるいは用役を提供するために、ある特定主体の現在の義務から生ずる経済的便益の起こりうる将来の犠牲である。

③資本－ある主体の負債を差し引いた後に残っている資産の残余持分である（FASB1985, pars.25-49）。

なお、FASBにあって、収益、費用は次のように定義された。

④収益－ある主体の資産の流入ないしその他の増加あるいは負債の返済（あるいは両者の結合）である。

⑤費用－資産の流出ないしその他の使用あるいは負債の発生（あるいは両者の結合）である（FASB1985, par.78, par.80）。

このようにFASBでは、収益・費用の定義にあたっても資産および負債が用いられており、資産負債アプローチに基礎をおいていることがわかる。

時価会計の導入にあたっては、元来、米国会計学においても経済的利益概念あるいは割引現在価値の代替尺度として検討された経緯がある。そこでは、当初から時価会計ないし時価基準が直截的に提唱されたわけではない。明らかに理想としての経済的利益概念ないし割引現在価値を介してその代替尺度として時価あるいは取得原価の適用が提唱されていた。AAA1957年原則書がそうであり、ドイツ語圏のケーファーの所説もそうである。

わが国では、武田隆二博士の所説にも同様の方向性がみられる（武田1994、135-142頁）。武田博士に従えば、将来純収入の流列に対する主観的評価によって計測される企業の全体価値は個別価値に移行できることが仮定される（移行性の仮定）。

そして、「資産の本質は用役潜在力にあり、取得原価は用役潜在力の貨幣的表現に過ぎず、したがって、用役潜在力（個別価値）－個々の資産の主観価値－は常に取得価値（取得日における市場価格）－に等しいという仮定がおかれ

る」(一致の仮定)(武田1994、140頁)。

さらに、取得原価と用役潜在力との一致の仮定は、時の経過においても持続的に維持されるという仮定(パラレル経過の仮定)がおかれる。このような仮定によってとくに制度会計では取得原価主義が合理化されてきた¹³⁾。このような仮定によってとくに伝統的な制度会計における取得原価主義会計の根拠が解明された¹⁴⁾。

①移行の仮定：用役潜在力(用役潜在性＝将来の経済的便益)＝将来収支系列の割引現在価値(全体主観価値)

②一致の仮定：全体主観価値＝個別主観価値合計

③パラレル経過の仮定：販売されるまで商製品価値＝取得原価、販売＝経済価値増加実現(→実現するまでは取得原価)

このような理論展開(仮説導入)は、取得原価主義の妥当性を説明するためのものである。そこでは①が理念として存在し、②も個別価額算定のために必要な前提である。③のみが取得原価(主義)の理由付けのために使用される。この制約をはずせば、①および②の仮定のもとに、個別資産の用役潜在性を把握するために適切な測定にあたっては(目的適合的で、忠実に表現される)原価・時価・割引現在価値のいずれかが採用されるべきであるという、混合測定に収斂する。

13) 武田1994、142頁。制度会計上この思考は全く無用となったわけではない。むしろこれを中核として、取得原価が現在の用役潜在力(用役潜在性＝将来の経済便益)との乖離が激しい場合に、とくにパラレル経過の仮定が緩和されて、現在の用役潜在力を反映する時価(現在の取引価格)あるいは割引現在価値が使用されることとなる。

14) 混合会計を中核とする現代制度会計においても、この思考は全く無用となったわけではない。むしろ取得原価が現在の用役潜在力(用役潜在性＝将来の経済便益)と著しい乖離がある場合に、とくにパラレル経過の仮定が緩和・放棄されて、現在の用役潜在力を反映する時価(現在の取引価格)あるいは割引現在価値が使用されることとなる。

Ⅱ 収益費用アプローチと資産負債アプローチ

1 収益費用アプローチ

情報提供目的のもとでは、用役潜在性（service potentials）あるいは将来の経済的便益（future economic benefits）の思考のもとに、資産・負債とその増減変化を重視する資産負債中心観（asset and liability view）ないし資産負債アプローチが重要な位置を占める。そこでは、将来の経済的便益概念にみられるような未来指向的な会計思考に基づいて将来キャッシュ・フローの割引現在価値の適用もまた積極的に考慮されるようになった。

従来損益計算目的における伝統的会計の基底には、FASBの討議資料（FASB1976）に提示されるような収益費用アプローチが見いだされる。収益費用アプローチでは、利益は、収益と費用との差額としてとらえられる。そして、そのような利益測定プロセスにおいては、資産・負債概念よりも、収益・費用概念の方がより重要であるとみられる。そこでは、日々の取引記録から損益計算書と貸借対照表とは連携して有機的に作成されるが、資産および負債は、利益測定プロセスの要請に応じて派生的に規定されることとなる。たとえば、資産は、当期の費用とならないで将来の期間に配分される借方残高であり、未費消の原価としてとらえられる。それとともに、財産価値物ではない繰延費用（繰延資産）が、貸借対照表上の資産として計上されうることとなる。繰延資産、引当金、経過勘定項目は、その効果が将来に及ぶが故に、適正な期間損益計算のために資産あるいは負債として貸借対照表に記載される。このような収益費用アプローチは、まさに損益計算目的のもとに取得原価主義と実現主義とに基礎をおく伝統的な企業会計の特徴を表現しているといえることができるであろう（FASB1976, pars.38-42）。

2 資産負債アプローチ

これに対し、資産負債アプローチでは、利益は、1期間の企業の純資源の増加の測定値としてとらえられる。それとともに、企業の経済的資源の財務的表現である資産と、これを他の実体に移転する義務の財務的表現である負債とが中核的な概念となる。そして、利益の積極的要素である収益は、1期間における資産の増加または負債の減少としてとらえられる。また利益の消極的要素で

図表4 収益費用アプローチと資産負債アプローチ

	収益費用アプローチ	資産負債アプローチ
利益概念	収益－費用＝利益	企業の純資源の増加＝包括利益
中心概念	収益・費用 収益＝経済効果（経済価値の増加/増殖）収益収入 費用＝経営努力（経済価値の減少/費消）費用支出	資産・負債 資産＝将来の経済的便益を有する経済的資源 負債＝経済的便益の将来の犠牲（将来の経済的負担）
派生概念	資産・負債＝未解消項目（未費用・未支出・未収入未収益） 資本＝独立項目（払込資本・増加資本）	収益＝経済的資源の増加で持分増加の原因 費用＝経済資源の減少で持分減少の原因 持分（純資産）＝資産－負債
認識基礎	発生主義会計（実現主義重視） 所有する経済的価値増減変化の認識	純粋発生主義会計（未実現利益の認識） 所有・支配する経済的価値増減変化の認識
利益の内容	期間利益＝実現利益	包括利益＝実現可能利益 ＝期間利益＋その他の包括利益
認識・測定	取得原価主義・実現主義会計	時価会計・発生主義会計 混合測定＋公正価値測定
配分	定額法・規則償却	利息配分法・減損
財務諸表重点	損益計算書重視	貸借対照表重視

ある費用は、1期間における資産の減少または負債の増加としてとらえられる。

もちろん、このアプローチにおいても、利益の測定にあたり、収益と費用の対応によって表現することに反対しない。しかし、それはあくまで資産と負債の適切な定義と測定の必然的な結果によるものであるとみる。このように、資産負債アプローチのもとでは、企業の経済的資源とこれを移転する義務たる、資産と負債の概念が基本的概念として理解される（FASB1976, pars.35-37, pars.208-215.）。

FASBやIASB・IASBによって展開される概念フレームワークでは、このような資産負債アプローチのもとに、将来の経済的便益としての資産とその経済的便益の犠牲である負債を基点として、資本（持分）、収益、費用等が定義される（FASB1985, pars.134-152、IASB1989）。このように資産負債アプローチでは、むしろ貸借対照表が重視される。近年、その測定評価にあたっては、取得原価から時価・現在価値の混合測定に加えて、米国基準や国際会計基準（IFRS）では公正価値測定も導入されている。

3 混合会計観

伝統的な企業会計の基礎理論ともいうべき動態論（動的会計学）の本流は、取得原価主義会計に基礎をおいてきたといって過言ではないであろう。ドイツ語圏では、その後、このような動的会計論に対し、情報論的・意思決定論的観点から未来指向的貸借対照表を展開する試みが多くなされてきた。そのような未来指向的会計観の嚆矢となったのはケーファーの未来指向的貸借対照表にみることができた¹⁵⁾。

15) Käfer1976. なお、割引現在価値の源流としては、ドイツ鉱山業の減価償却（Vgl. Heina 1925, S.108ff）、リーガー（Rieger, W.）の「今日的価値（der heutigen Wert）」、シュマーレンバッハの給付思考にまでさかのぼることができる。Rieger1928, S.213. Schmalenbach 1926, S.101. S.117. 郡司1992、1-2章参照。

時価会計の導入にあたっては、ドイツ会計学だけでなく米国会計学においても経済的利益概念あるいは割引現在価値の代替尺度として検討された経緯がある。そこでは、当初から時価会計ないし時価基準が直截的に提唱されたわけではない。明らかに理想としての経済的利益概念ないし割引現在価値を介して、その代替尺度として時価あるいは取得原価の適用が提唱された。

現代会計においては、例えば減損計算と減価償却計算とが併存している。減価償却計算は費用配分思考に基づく。資産負債アプローチでは極論すれば資産の減損が見られない限り、減価償却は必要ない。減損会計と減価償却計算の併存はある意味において収益費用アプローチと資産負債アプローチとが併存しており、いわば両アプローチの混合は混合会計とでも呼ぶことができるであろう。

混合会計という場合、たんに混合測定の会計というだけでなく、収益費用アプローチと資産負債アプローチとの混合アプローチの会計としてもとらえることができる。また、資産負債アプローチが時価の導入を指向したことは明らかであるが、当初から公正価値測定への指向性はあったとしても、とくに全面的な公正価値測定ないし公正価値会計のみを指向していたと断言することはできないであろう。

また、現代企業会計が国際会計基準や米国会計基準のみ強制されている訳ではない。むしろ大半の企業（会計）は国内基準（企業会計基準・企業会計原則・会社法会計等）に準拠している。もちろん、下請企業としての中小企業は下請元の企業の影響を大きく受けるし、海外進出する中小企業も国際的会計基準の影響を大きく受ける。とはいえ、少なくとも現在の所、混合測定を中心としているとみられる。

しかも、例えば、ドイツの商法会計は先の改正（会計現代化法、BilMoG）において、IFRSをより簡素化した形で行った。それにより、長期の引当金については過去7年間の平均市場利子率で割引計算することを求めるなど、時価・現在価値等の容認・導入を図った。これにより混合会計へ重点移行しつつ

も、原則はあくまで取得原価主義であるとした（Zwirner2009, S.3-14. 郡司2011、114-115頁）。

わが国の制度会計（国内基準）もまた、企業会計原則が、形式的であれ、存続しており、同様に取得原価評価が完全に放棄されているわけではない。このように混合会計観は割引現在価値を包含しつつも取得原価もかなり存続しているのである。そこではかつてのような厳密な意味における取得原価主義会計ではなく、混合測定・混合会計を前提とした上で取得原価を原則として保持しているとみることでもある。

また、そこにおける現在価値は、例えば減損会計基準における使用価値が典型的であるように企業固有のあるいは経営者のキャッシュ・フロー（減価償却費＋営業利益）見積額を長期国債の金利を利子率として現在価値に割り引くものである。それは、期間の経過とともに再確認・検証可能であり、これに関する企業の責任・経営者の責任と是正は可能である。リース会計における支払リース料も、資産除去債務における将来の資産除去支払額も同様に期間の経過とともに検証可能であり、是正可能である。現在価値計算そのものもそれほど複雑ではない。これにより企業あるいは経営者の予測および実際の結果責任は明確に把握されるという利点があるであろう。このように混合会計では少なくとも企業固有ないし経営者の責任のもとにまさに企業体関連のないし経営者関連の現在価値がおもに関連してきた。

Ⅳ 公正価値測定の展開

1 FASB 公正価値測定

FASBの概念フレームワーク第7号（SFAC No.7）「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報と現在価値の適用」は、市場価格を中心とする公正価値測定を重視し、現在価値測定をその一部に包含することを提唱した（FASB2000；

郡司2002)。

FASBのSFAC 7における現在価値に関しては、とりあえず、①公正価値としての市場関連的な現在価値と、②使用価値にみられるような経営者関連のないし企業体関連のとしての現在価値とが区別された。公正価値に関しては①の市場関連的な現在価値のみが認められることとなる (FASB2000, 郡司2002, 第2章)。

IASでは、減損会計にうかがえるように、企業体関連的な現在価値である「使用価値」が採用されている (IASB, 1998b, par.5)。これに対し、FASBでは減損会計において公正価値のみが採用され、使用価値は採用されない (FASB2001b)。

②の使用価値にみられるような現在価値は、経営者あるいは主体（実体あるいは企業体の立場）関連的な現在価値としてとらえられる。従来、将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者の立場によって、あるいはそれを反映する企業自身の立場によって、最も良くなされ则认为られてきた。

これに対し、①の現在価値は、市場という客体関連的な現在価値としてとらえられるであろう。しかも、その客体（市場）関連性は、当初認識による会計測定からさらにフレッシュ・スタート測定を通じて再確認され客観化されることにより、確保されるものと考えられる。このことは、本来の（狭義の）公正価値（市場価格）にとくに良くあてはまる。それとともに、公正価値測定は、その都度の市場価格の変動を取り入れること、ないしは、フレッシュ・スタート測定により、確保されると考えられる（郡司2005）

このようにして、FASBにあっては、会計的認識・測定にあたり、（広義の）公正価値の全面的な適用を指向しているように思われる。それとともに、現在価値に関して、①の公正価値としての現在価値（技法）が提示されている。換言すれば、現在価値を公正価値の中にも含めることにより、現在価値算定における主観性、あるいは時に危惧される経営者の恣意性や予測の不確実性等に対す

る、予想される批判への対応が含意されているように思われる。と同時に、当初認識による測定とフレッシュ・スタート測定により、（広義の）公正価値測定の妥当性・正当性が強調されているように思われた。

さらに、FASBは、その後、公正価値測定に関する公開草案（2004年）を経て（FASB2004）、2006年9月に財務会計基準書第157号（SFAS157）「公正価値測定」を公表した。他方、IASBは、2013年5月に財務報告基準第13号（IFRS 13）「公正価値測定」を公表した。

とくに、減損会計を巡ってIASB（IFRS）のIAS36「資産の減損」では将来キャッシュ・フローの割引現在価値たる使用価値を認めている。これに対し、FASBのSFAS144等では公正価値（その一環としての期待現在価値法）のみが認められた。この公正価値の一環として期待現在価値法が認められていたが、それは企業固有の現在価値測定値ではなく、あくまで市場関連的な測定としてすなわち、市場関連的な現在価値測定のみが公正価値として規定された。

2 IFRS 公正価値測定基準の設定

(1) 公表の意図

IASBは、2011年5月にIFRS第13号「公正価値測定」を公表した（IASB 2012）。この基準は公正価値の測定およびその開示に関する共通の要求事項を開発するというIASBとFASBとの共同作業の成果である（IASB2012：IFRS13, par.IN7－IASB2012：IFRS13, は以下省略）。

このIFRS第13号では、次のことがなされる（par.IN1）。

- ①公正価値を定義する。
- ②単一のIFRSで公正価値の測定に関するフレームワークを示す
- ③公正価値測定に関する開示を求める。

この基準は財務報告のための公正価値の測定方法を説明している。すでに他のIFRSで要求または許容しているもの以外の公正価値測定を要求するもので

はなく、財務報告外での評価基準を設定することや評価実務に影響を与えることを意図したものではない、としている（par.IN4）。ここでは公正価値測定が限定的であることを明らかにしている。

(2) 公正価値の定義と測定

IFRS第13号は、公正価値を「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」(すなわち出口価格)とする（par.IN8）。

この公正価値の定義では、公正価値は市場を基礎とした測定であり、企業固有の測定ではないことを強調している。公正価値を測定する際に、企業は仮定を用いるが、それは市場参加者が現在の市場の状況において資産・負債の価格付けする際に行う仮定であり、リスクに関する仮定も含まれる。その結果、その資産を保持するか、負債の決済または他の方法で履行するといった企業の意図は、公正価値の測定には関連しない（par.IN9）。

なお、公正価値を測定する際に用いる適切な評価技法について、その評価技法は観察可能なインプットの使用を最大限とし、観察可能でないインプットの使用は最小限とすべきである。それらのインプットは、市場参加者が当該資産または負債の価格付けを行う際に使用するものと整合的なものとすべきである（par.IN10(d)）。公正価値は市場を基礎とする測定であるため、市場参加者が当該資産または負債の格付けを行う際に用いるであろう仮定（リスクに関する仮定を含む）を用いて測定する。その結果、資産を保持するか負債を決済またはその他の方法で履行するという企業の意図は、公正価値の測定には関連しない（par.3）。

公正価値の定義は、資産と負債に焦点を当てている。さらに、本基準は公正価値で測定する企業自身の資本性金融商品に適用しなければならない（par.4）。

(3) 適用の範囲（適用除外）

この基準は、他のIFRSが公正価値測定およびその開示を要求または許容している場合に適用される。そして、次のものには適用されないことを明示している（par.6）。

- ①IFRS第2号「株式報酬」の範囲内の株式報酬取引
- ②IAS第17号「リース」の範囲内のリース取引
- ③IAS第2号「棚卸資産」における正味実現可能価額、IAS第36号「資産の減損」における使用価値

また開示に関しても次のものには適用されない（par.7）。

- ①IAS第19号「従業員給付」に従って公正価値で測定される制度資産
- ②IAS第26号「退職給付制度の会計と報告」に従って公正価値で測定される退職給付制度投資
- ③IAS第36号に従って回収可能額が処分コスト控除後の公正価値である資産

3 IFRS 公正価値測定基準の適用

(1) 取引

公正価値測定は、当該資産または負債が、現在の市場の状況で測定日に当該資産の売却または当該負債の移転を行う市場参加者間の秩序ある取引において交換されると仮定する（par.15）。また、資産の売却または負債の移転の取引は、その資産または負債に関する主要な市場あるいはそれが無い場合には最も有利な市場において発生すると仮定する（par.16）。反証がなければ、企業が通常行っている市場が、主要な市場あるいは最も有利な市場と推定される（par.17）。

また、測定日現在の資産の売却または負債の移転に関する価格付けの情報を提供する観察可能な市場がない場合であっても、公正価値測定は、当該資産を保有しているかまたは当該負債を負っている市場参加者の観点から考慮した、

その日現在で生じている取引を仮定しなければならない。この仮定した取引が当該資産の売却または当該負債の移転の価格を見積もるための基礎となる (par.21)。

(2) 市場参加者

企業は、資産または負債の公正価値の測定を、市場参加者が当該資産の売却または負債の価格付けを行う際に用いる仮定を用いて、市場参加者が自らの経済的利益が最大になるように行動すると仮定して行わなければならない (par.22)。

(3) 価格

公正価値は、現在の市場の状況の下での測定日における、主要な（または最も有利な）市場での秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格（すなわち出口価格）である。その価格が直接観察可能であるのか他の評価技法を用いて見積もられるのかは関係がない (par.24)。

(4) 公正価値測定の適用領域

IFRS第13号は、公正価値測定の適用領域として次のものを挙げている。

図表 5 公正価値の適用領域

①非金融資産	当該資産の最有効使用を行うか、そうするであろう他の市場参加者に売却することにより、市場参加者が経済的利益を生み出す能力を考慮に入れる (par.27)。
②負債および企業自身の資本性金融商品	これらの項目が、測定日に市場参加者に移転されると仮定する。負債および企業自身の資本性金融商品は、未決済のままであり、市場参加者である譲受人が債務履行を要しあるいは権利を引き継ぐ。測定日に決済あるいは消却その他の消滅は行われない (par.34)。

③他者が資産として保有する負債および資本性金融商品	これらの項目の移転にかかる相場価格が利用可能でなく、同一の項目を他者が資産として保有している場合には、同一の項目を測定日に資産として保有している市場参加者の観点から当該項目の公正価値測定を行わなければならない（par.37） ¹⁶⁾
④同一・類似項目の相場価格が利用できない、他者が資産として保有していない負債および資本性金融商品	当該負債を負っているか持分に対する請求権を発行した市場参加者の観点から評価技法（例えば、現在価値技法）を用いて公正価値の測定を行わなければならない（par.40）。
⑤負債の公正価値	不履行リスクの影響を反映する。これには企業自身の信用リスクだけでなく、その他の履行に影響を与えるかもしれない他の要因も考慮に入れなければならない（pars.42-43）。
＜例外＞市場リスクまたは相手先の信用リスクが相殺しあうポジションを有する金融資産・負債で、企業が当該グループの管理を市場リスクまたは信用リスクのいずれかに対する正味イクスポージャーに基づいて行なっている場合	次のような価格に基づく測定が例外的に認められる。測定日に現在の市場の状況で市場参加者の間の秩序ある取引において特定のリスク・エクスポージャーに係る正味ロング・ポジション（資産）を売却して受け取るであろう価格、または特定のリスク・エクスポージャーに係る正味ショート・ポジション（負債）を移転するために支払うであろう価格がこれである。企業は金融資産・負債のグループの公正価値を市場参加者が当該正味リスク・エクスポージャーの価格付けを行う方法と整合的に測定しなければならない（par.48） ¹⁷⁾ 。

16) この場合の公正価値は、次のようにして測定しなければならない（par.38）。(a)同一の項目に係る活発な市場での相場価格、(b)それが利用可能でない場合、他の観察可能インプット（例えば、活発でない市場での相場価格）、(c)観察可能な価格が利用可能でない場合、インカム・アプローチ（例えば、期待将来キャッシュ・フローを考慮に入れた現在価値技法）やマーケット・アプローチ（例えば、類似項目に係る相場価格）のような評価技法を用いる（par.38）。

17) なお、このような例外措置について、その使用の前提条件、市場リスクに対するエクスポージャーへの適用の条件、特定の相手先の信用リスクに対するエクスポージャーの影響の取扱い等についても指示している（pars.49-56）。

4 当初認識時における公正価値

資産または負債の公正価値は資産を売却するために受け取る価格または負債を移転するために支払う価格（出口価格）である。他方、資産または負債の交換取引で資産の取得または負債の引受けが行われる場合には、取引価格は当該資産を取得するために支払う価格または当該資産を引き受けるために受け取るであろう価格（入口価格）である。企業のその交換取引において、両者は必ずしも等しくない（par.57）。しかし、取引価格が公正価値と等しくなる場合も多い（例えば、取引日においてある資産の購入取引が、その売却市場で行われる場合）（par.58）。

他のIFRSが当初において公正価値で測定すること（当初測定）を要求または許容していて、取引価格が公正価値と異なる場合、別段の定めがない限り、それより生じる利得または損失を純損益に認識しなければならない（par.60）。当初認識時に公正価値が取引価格に等しいかどうか判断する際には、企業はその取引および資産または負債に固有の要因を考慮に入れなければならない（par.58：par.B4）

5 評価技法

(1) 公正価値測定のアプローチ

公正価値測定の目的は、現在の市場の状況において測定日に、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格を見積ることである。公正価値測定は企業に次のことの決定を要求する（par.B2）。

- ①測定の対象となる特定の資産または負債
- ②非金融資産について、その測定に適切な（最も有効使用と整合的な）評価前提
- ③資産または負債について、主要な（または最も有利の）市場
- ④その測定に適切な評価技法

評価技法の決定（④）にあたっては、市場参加者の資産・負債の価格付けを行う際に用いる仮定を表すインプットを設定するためのデータの入手可能性やそのインプットが区分される公正価値ヒエラルキーのレベルを考慮する。

(2) 評価技法

企業は、公正価値を測定するために、状況に適合し、十分なデータが利用可能な評価技法を使用しなければならない（par.61）。公正価値を測定するための評価技法は、関連性のある観察可能なインプットの使用を最大限にし、観察可能でないインプットの使用を最小限にしなければならない（par.61・67）。

図表 6 評価技法（3つのアプローチ）

マーケット・アプローチ	・同一または比較可能な（類似の）資産・負債に関わる市場取引で生み出される価格その他関連性ある情報を用いる（par.B5）。 ・これに整合する評価技法は、複数の類似資産から算出される市場倍率を用いることが多い（par.B6）。 ・これにはマトリクス・プライシングが含まれる（par.B7）。
コスト・アプローチ	・資産の用役能力を再調達するために現在必要となる金額（現在再調達原価と呼ばれることが多い）を反映する（par.B8）。 ・市場参加者の効用が同等となる代替資産の購入・建設コストを陳腐化について調整した金額を基礎とする。多くの場合、現在再調達原価法は、他の資産・負債との組み合わせで使用される有形固定資産の公正価値の測定に使用される（par.B9）。
インカム・アプローチ	・将来の金額（例えば、キャッシュ・フローや収益・費用）を単一の現在の（割引）額に変換する。この場合の公正価値測定は、将来金額に関する現在の市場期待を反映する（par.B10）。 ・適用可能な評価技法の例：①現在価値技法、②オプション価格算定モデル、③多期間超過収益法（par.B11）。

(3) 公正価値ヒエラルキー

公正価値測定およびそれに関する開示の首尾一貫性と比較可能性を向上させ

るために、本基準は公正価値ヒエラルキーを設け、公正価値を測定するために用いる評価技法へのインプットを3つのレベルに区分している (par.72)。

図表7 公正価値ヒエラルキーのレベル

レベル1	・同一の資産または負債に関する活発な市場における（無調整の）相場価格（最も高い優先順位）(par.76) ＜金融商品の観察可能なかもしれない市場の例＞①取引所市場、②ディーラー市場、③ブローカー市場、④相対市場 (par.B34)
レベル2	・レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産または負債について直接または間接に観察可能なもの (par.81)。レベル2のインプットには次のものが含まれる (par.82)。①活発な市場における類似の資産または負債に関する相場価格、②活発でない市場における同一または類似の資産または負債に関する相場価格、③当該資産または負債に関する相場価格以外の観察可能なインプット（例えば、観察可能な金利およびイールド・カーブ、インプライド・ボラティリティ、信用スプレッド）、④市場の裏付けのあるインプット ＜インプットの例＞LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）スワップ・レートや外貨建てのイールド・カーブ、あるいは特定銀行のプライムレートに基づく固定受・変動払の金利スワップのスワップ・レートについての各レートの例、3年物の上場株式オプションの例、企業結合で取得したライセンス契約のロイヤルティ料率、企業結合で取得される小売業の製品在庫の顧客あるいは小売りへの小売・卸売市場価格、所有し使用している建物の1平米あたりの価格（評価倍率）、資金生成単位における観察可能な市場データから算出される評価倍率（利益・収益等の業績指標）(par.B35)
レベル3	・観察可能でないインプット（最も低い優先順位） ＜インプットの例＞長期の通貨スワップは各国のイールド・カーブから計算されるスワップ金利、3年物の上場株式オプション、金利スワップに係る仲値の合意による価格調整で、観察可能な裏付けのないデータを用いて設定、企業結合で引き受けた廃棄債務は債務履行のキャッシュ・アウトフローについての企業自身のデータを用いた現在の見積り、資金生成単位については企業自身のデータを用いて作成した財務予測（例えば、キャッシュ・フローまたは純損益の予測：市場参加者が異なる仮定を用いるであろうことを示す合理的に利用可能な情報が無い場合に用いる）¹⁸⁾ (par.B36)

18) ここで、レベル2とレベル3において資金生成単位（cash generating unit）の例が挙げ

このような公正価値測定基準はドイツやわが国においてもIFRS採用企業に適用されることとなった。ただし国内基準採用企業においては現在その適用は免れるが、早晚企業会計基準を通じて部分的に導入される可能性はあるとみられる。

V 混合会計観と公正価値会計観

IASBの場合、IFRS第13号の公表以前は、公正価値は、おもに市場価格に対して用いられた。すなわち、公正価値は、例えばIAS第32号において、「知識のある自発的な取引当事者間での対等取引（独立第三者間取引条件、arm's length transaction）において、資産が交換され、負債が決済されうるその価額（amount）」として定義されていた（IASC, 1998a, par.5（IASB, IAS No.32, 2004, par.11）. 郡司, 2002b, 21頁）。そして、IASの減損会計では、企業体（主体）関連的な現在価値である「使用価値」も採用されていた（IASC, 1998b, par.5）。

これに対し、FASBの減損会計では、公正価値が採用され（FASB, 2001）、企業固有の測定である使用価値は採用されない。米国会計基準では、（市場関連的な現在価値を含む）公正価値の全面的な適用への指向性があるものと考え

られている。これは減損会計への公正価値測定の適用について例示しているように思われる。したがって、減損会計の公正価値測定については、レベル1の市場価格が存在しない場合、レベル2で、資金生成単位における観察可能な市場データから算出される評価倍率（利益・収益等の業績指標が用いられる。しかし、それが可能でない場合、レベル3として、資金生成単位について企業自身のデータを用いて作成した財務予測（例えば、キャッシュ・フローまたは純損益の予測）が、市場参加者が異なる仮定を用いるであろうことを示す合理的に利用可能な情報がない場合に、公正価値として用いられることとなる。

また、＜レベル3＞企業結合で引き受けた廃棄債務は債務履行のキャッシュ・アウトフローについての企業自身のデータを用いた現在の見積りを認めているが、これは資産除去債務にも関わるものとみられる（par.81）。

られる傾向にあった¹⁹⁾。

その後、FASBとの調整によって設定されたIFRS第13号公正価値測定では、この公正価値測定を会計測定の全体に適用するのではなく、金融資産または金融負債さらにはすでに公正価値が織り込まれている基準を中心に制限的（限定的）に適用することとなった（IASB2012, par.6）。それとともに、この基準は、減損会計における使用価値や棚卸資産における正味実現可能額のように公正価値測定と異なる測定には適用されないことを明記している。このことは、IFRS公正価値測定基準が企業固有の価値の測定を中心とするものには適用されないことを示唆している。それとともに、IFRSでは企業固有の（企業体関連的な）現在価値等の使用・存続が認められている²⁰⁾。このことは、混合会計（としての現在価値）の存続を容認したといって良いであろう。以上の検討から、混合会計と公正価値会計とについて対比すれば次の図表8のようにな

19) FASBもIASBもキャッシュ・フローを創出する企業の能力を重視し、企業の将来のキャッシュ・フローを予測する助けとなる情報の提供を重視している（FASB 1978, Highlits, par.25. IASB2010, pars. OB3-OB4）。その意味では、「市場参加者間の秩序ある取引における、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」（すなわち出口価格）で測定することは最も企業の創出するキャッシュ・フローを把握することにつながるようにみえる。

20) リース会計（将来リース料の割引現在価値）も同様（適用外）であろう（IASB2012, par.6）。将来のリース料は当事者間の契約によるいわば企業固有のキャッシュ・フローであり、市場において決定されるものではない。

また、わが国の資産除去債務基準（企業会計基準第10号、2008年）では「資産除去債務はそれが発生したときに、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額（割引価値）で算定する。」そして、「割引前の将来キャッシュ・フローは合理的で説明可能な仮定および予測に基づく自己の支出見積り」により、「割引率は、貨幣の時間価値を反映した無リスクの割引前の利率」としている（同基準第六項）。他方、割引前将来キャッシュ・フローについて市場の評価を反映した金額とし、割引率についても信用リスクを調整したものをを用いるという、公正価値に近い方法は、採用されるに至っていない。したがって、わが国の資産除去債務基準では公正価値よりもむしろ企業固有の現在価値を採用しているとみられる。このような企業体関連的な（資産除去支出見積額の）現在価値は、IFRSにおける公正価値と乖離することになる（Vgl.FASB2001a；長谷川2015、362-372頁）。

るであろう。

図表 8 混合会計（狭義）と公正価値会計

	混合会計（狭義）	公正価値会計
立場	企業固有ないし経営者の観点 主体的（主観的）測定評価	市場参加者間の秩序ある取引の観 点 客体的（客観的）測定評価
測定基準	取得原価・再調達原価・取替原価 （入口価格）・売却価値（市場価 格）、企業体関連的現在価値	市場価格（出口価格）・観察可能 な類似市場価格（レベル 2）・各 種市場関連的価値評価技法（レベ ル 3）
現在価値 評価	企業固有または経営者の見積り；期 待値・最尤値（最頻値）・無リス ク利子率可	市場（参加者）の観点からの見積 り、期待値・リスク調整利子率・ 現在価値評価技法
適用領域	国内会計基準・公正価値非適用領 域	金融商品・企業結合・公正価値既 適用領域

言い換えれば、IFRSでは、公正価値測定ないし公正価値会計を全面的に適用するのではなく、混合測定ないし混合会計との「棲み分け」ないし「補完」を示唆・容認しているとみることも可能であろう。

公正価値会計の適用には基準によっては不都合があることが指摘されている²¹⁾。それとともに、公正価値会計は、おもに企業結合会計やファイナンス関係の領域に適用される。しかも、これらの領域は、将来に向けてさらにニュー・ビジネス、ニュー・マーケット、ニュー・エンタープライズ（例え

21) 最近における収益認識基準の設定等にその例を見ることができる（松本2015・山田2015、13-39頁）。また、市場価格・市場参加者に関しても当然国際的な（あるいは金相場のように特定の権威ある）市場価格であり市場参加者の観点からのものが公正価値に関わるであろうが、前述のようにそれがローカルに限定された取引（市場価格・市場参加者）となると企業固有の（企業体関連的な）市場価格（時価）として位置づけられるかもしれない。

ば、サプライ・チェーンを中心とする超国籍企業等)にまで拡がりをもつとみられる(郡司2016、8頁)²²⁾。そのような取引・事象については公正価値会計の方がむしろ有用であると思われる。

これらの領域は、おもに仮想空間・仮想現実の領域であり、その変化はまったく予想困難な状況となることがありうるとみられる。かかる仮想空間における取引・事象と実体空間における取引・事象とを同一尺度で統一的に測定すること(公正価値会計の全面的適用)は非常に大きな危険性をはらんでいるように思われる。その意味においても、IFRSが公正価値測定を限定的に適用したことは妥当といわねばならない。

IFRS公正価値会計が適用されない領域は、まさに企業固有(企業体関連的)の、あるいはその具体的存在としての経営者による測定であり、それ故、主観的(主体的)である。しかし、例えば取得原価(取引価額)には当該資産・負債について証書類等が存在し、むしろ客観的で検証可能な資料によって支えられている。現在価値の場合でも、そこにおけるキャッシュ・フローの見積りや割引率の設定は一定の根拠を有するものであり、より具体的には経営者の責任のもとに計算され、期間の経過とともにその責任は明確化される。

もちろん、現在では、そのような実態空間に関する領域においても公正価値に近いデータは入手可能であろう。しかし、そのような日々変化する市場価格によって統一的に評価し、いくら取引価格(入口価格)と公正価値(出口価格)との差を純損益に認識したとしても(IASB2012, par.60)、企業固有のあるいは経営者の判断・責任を等閑視し、あるいは即時に解消することとなり、むしろ企業あるいは経営者のモラルハザードを招きかねないと思われる。これ

22) これは従来の金融商品取引だけでなく、AI(人工知能)、IoT(Internet of Things、モノのIT結合)、ビットコイン(仮想通貨)など、「第4の産業革命」とも称される新たなビジネスについても考慮される。これらのビジネス(取引・事象)はサイバー空間(仮想空間)を中心とするものである。この領域についてもまた公正価値測定が重要な適用領域となる可能性が大きいと思われる。

を避ける意味においても、混合測定・混合会計は重要であり、とくに実体空間に関わる領域においては、公正価値会計を指向するよりもむしろ、目的適合性と表現の忠実性の観点から公正価値会計と混合会計とのより目的に適合した組み合わせがなされるべきであろう²³⁾。

公正価値会計には新たなビジネス領域において一層重要な役割が期待される。その意味においても、今後、（狭義の）混合会計と公正価値会計との役割分担・相互補完が重要であり、そのような（広義の）混合会計の展開に注目したい（郡司2016、9頁）。

文 献

AAA, Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements – 1957 Revision, *The Accounting Review*, Vol.32, No.4, 1957, pp.536-546. 中島省吾訳『増訂AAA会計原則』中央経済社、1964年。

Canning, J. B., *The Economics of Accountancy, A Critical Analysis of Accounting Theory*, New York, 1929.

FASB, *An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, *FASB Discussion Memorandum*, 1976.（津守常弘監訳『FASB財務会計の概念フレームワーク』中央経済社、1997年。）

FASB, SFAC No.1, Objectives of Financial Reporting by Business Enterprise, 1978.（平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念〔増補版〕』中央経済社、2002年。）

FASB, SFAC No.7, Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements, 2000.（平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会

23)（狭義の）混合会計と公正価値会計つまり（広義の）混合会計の多面的有用性については、松本2015、417-430頁参照。

計の諸概念 [増補版]] 中央経済社、2002年。)

FASB, SFAS No.143, Accounting for Asset Retirement Obligations, 2001a.

FASB, SFAS No.144, Accounting for the Impairment or Disposal of Long-lived Assets, 2001b.

FASB, Exposure Draft, Fair Value Measurement, 2004.

FASB, SFAS 57, Fair Value Measurement, 2006.

Heina, Die Bewertung der Anlagen in Bergbaubilanzen einschließlich der steuerlichen Behandlung der Substanzverringerung, *ZfhF*, 1925.

Hicks, JR., *Value and Kapital* Oxford, 2., ed, 1946 (1.ed., 1939). (安井琢磨・熊谷尚夫訳『J. R. ヒックス価値と資本』岩波書店、1951年。)

IASC, *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, 1989. (日本公認会計士協会国際委員会訳『国際会計基準書2001』同文館出版、2001年。)

IASB, *The Conceptual Framework for Financial Reporting*, 2010.

IASB, IFRS No.13, Fair Value Measurement, IASB, 2012. (IFRS財団編『2013 国際財務報告基準IFRSs PART A』中央経済社、2014年。)

Lehmann, M. R., Die Dreikontenreihentheorie, *ZfHwF*, 19. Jg., 1925.

Käfer, K., *Die Bilanz als Zukunftsrechnung – Eine Vorlesung über den Inhalt der Unternehmungsbilanz*, Zürich, 3. Aufl., 1976 (1. Aufl., 1962). (安平昭二・郡司健訳『ケーファー簿記・貸借対照表論の基礎』中央経済社、2006年。)

Kosiol, E., Pagatorische Bilanz (Erfolgsrechnung), In: Karl Bott (Hrsg.), *Lexikon des kaufmännischen Rechnungswesens*, Stuttgart, 1954. (高田正淳訳著『財務会計論』森山書店、1965年。)

Kosiol, E., *Pagatorische Bilanz, Die Bewegungsbilanz als Grundlage einer integrative verbundenen Erfolgs-, Bestands- und Finanzrechnung*, Berlin,

1976.

Paton, W. A. and A.C. Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, AAA, 1940. (中島省吾訳『会社会計基準序説（改訳版）』森山書店、1958年。)

Rieger, W., *Einführung in Die Privatwirtschaftslehre*, Nurnberg, 1928, S.213.

Seicht, G., *Die kapitaltheoretische Bilanz und die Entwicklung der Bilanztheorien*, Berlin, 1970.

Schmalenbach, E., Grundlagen dynamischer Bilanzlehre, *ZfhF*, Jg.13, 1919.

Schmalenbach, E., *Dynamische Bilanz*, 4Aufl., Leipzig, 1926. (土岐政蔵訳『動的貸借対照表論』(第4版訳) 森山書店、1950年。)

Schmalenbach, E., *Dynamische Bilanz*, 7. Aufl., Leipzig, 1939.

Schmalenbach, E., *Dynamische Bilanz*, 13. Aufl., Köln und Opladen, 1962.

Seicht, G., *Die kapitaltheoretische Bilanz und die Entwicklung der Bilanztheorien*, Berlin, 1970.

Vatter, W. J., *The Fund Theory of Accounting and Its Implications for Financial Reports*, Chicago, 1947.

Walb E., *Die Erfolgsrechnung privater und öffentlicher Betriebe, Eine Grundlegung*, Berlin, 1926. (戸田博之訳『E. ワルプ損益計算論（上巻）』千倉書房、1982年。)

Zwirner, C., *BilMoG-Textausgabe*, 2. Aufl., München, 2009.

土岐政蔵訳『十二版・動的貸借対照表論』森山書店、1959年。(Schmalenbach, E., *Dynamische Bilanz*, 12. Aufl., Köln und Opladen, 1953)

企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」2008年。

黒澤 清『資金会計の理論』森山書店、1958年。

阪本安一『現代会計の基礎理論』中央経済社、1982年。

阪本安一『新会計学入門』税務経理協会、1984年。

谷端 長『動的会計論（増補版）』森山書店、1968年。

武田隆二『貸借対照表資金論』同文館、1962年。

武田隆二『会計』税務経理協会、1994年。

武田隆二『最新財務諸表論〔第11版〕』中央経済社、2008年、450-451頁。

長谷川茂男『米国財務会計基準の実務（第六版）』中央経済社、2015年。

松本敏史「IFRSの情報特性と日本の選択」『会計』第187巻第4号、2015年。

山田康裕「収益認識プロジェクトにおける基準設定の力学」『会計』第187巻第4号、2015年。

吉田 寛『近代会計の理論（第5版）』中央経済社、1963年（5版、1968年）。

吉田 寛『会計情報の理論』日本経営出版、1968年。

吉田 寛「基礎会計理論の研究（九）」『会計』第104巻3号、1973年。

郡司 健『未来指向的会計の理論』中央経済社、1992年。

郡司 健『現代会計構造の基礎』中央経済社、2002年。

郡司 健「レーマン三勘定系統説とその現代的意義」『大阪学院大学企業情報学研究』第9巻3号、2010年。

郡司 健「ドイツ企業会計の国際化対応とIFRS導入」『国際会計研究学会年報』臨時増刊号（通号28号）、2011年。

郡司 健「現代会計観の拡張－混合会計観と公正価値会計観－」『会計』第190巻3号、2016年。

流通構造を決定する非定常性変数の サイクルとトレンドの研究

加 茂 英 司

Research about Cycles and Trends of Nonstationary Variables in Distribution Structure

Eiji Kamo

ABSTRACT

Variables in Distribution Structure have nonstationary characters, and we have to study each cycle and trend when we research how Japanese unique market system has been made. Each time-series data are composed of cycles and trends. We have to understand that distribution systems have its own independent structure, even if economic variable and distribution variable are related each other.

目 次

はじめに 流通研究において非定常性の認識が遅れた理由

第1節 流通構造は自律したサイクルとトレンドを持つ

第2節 動学比較分析という誤謬

第3節 自己雇用モデル

はじめに 流通研究において非定常性の認識が遅れた理由

比較分析といえば、伝統的にクロスセクション分析を使って変数間の関係性を分析するという方法が使われてきた。重回帰分析を使えば、詳細に変数間の関係性を分析することができる。

しかし変数間の関係性を明らかにしたところで、実際にはそのように変化していないことも経験的にわかっていた。例えば重回帰分析によって二つの変数には正の相関関係にあることがわかっているにもかかわらず、実際には両変数は無相関に変化をするという具合である。

近年になって、社会現象や経済現象を表す変数には「非定常性」という性格があり、関係性から独立して変数は変化していることがわかってきた。つまり実際の変数は「サイクル」や「トレンド」と呼ばれる時系列データ特有のメカニズムによって変化をしているというのである。

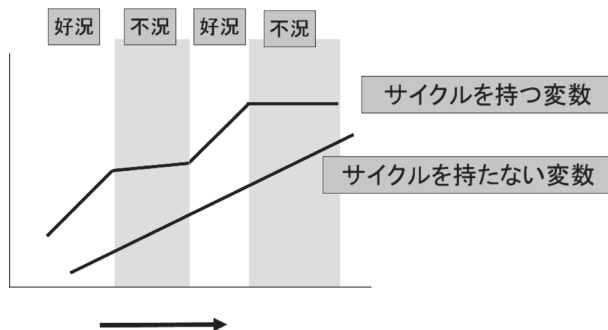
ところが流通研究では非定常性の研究はずっと遅れることになる。その原因は、流通研究特有の事情によって、景気循環によって生じるサイクルの存在を認知できないことにある。

資料1の図のように、サイクルを持つ変数と、サイクルを持たない変数があり、両変数は右肩上がりであるとしよう。月次データを得ることができるのであればサイクルを認識できるので、すぐに両変数は無相関であることがわかる。しかし商業統計は2年もしくは3年に1回しか実施されないため、サイクルを認識できない。そこでサイクルを持つ変数もサイクルを持たない変数であるかのようにしか見えない。

サイクルを持つ変数とサイクルを持たない変数であるにもかかわらず、両変数間に相関関係が生じているように見えることによって、クロスセクション分析だけで仮説化が可能になる。そのために非定常性の認識が遅れることになる¹⁾。

1) 本稿は日本商業学会第66回全国大会報告論集（2016年）に掲載した「非定常性から考察する流通研究における比較分析の新視角について～流通研究者が見る変数のイメージと実際～」を加筆修正したものである。

資料1 サイクルを持たない変数とサイクルを持つ変数



第1節 流通構造は自律したサイクルとトレンドを持つ

資料2の三つの変数の関係を表した式を見て貰いたい。小売店数を所与とすれば、市場規模と一店あたり販売額には正の符号の相関関係が生じることになる。したがってクロスセクション分析を使えば、正の相関関係のあることを確認できる。そして、それを根拠とする限り、一店あたり販売額はあたかも市場規模と同じように変化すると考えてしまう。

もちろん、実際には小売店数は所与ではない。そんな場合には「重回帰分析」を使って、人為的に小売店数を所与にすれば、両変数間に正の相関関係のあることを確認することができる。つまり重回帰係数は、この式における関係性を明らかにしている。

しかしこれらの変数が非定常性変数である以上、時系列データではそれぞれの変数は異なるメカニズムで変化をすることになる。つまり定常性変数のように、関係性に従って変化するわけではない。

市場規模は景気循環に反応しながら変化することが経験的にわかっている。つまり「循環サイクル」を持っているのである。

資料2 それぞれの変数の関係

$$\text{1店当たり販売額} = \frac{\text{市場規模}}{\text{小売店数}}$$

その根拠は、経済産業省が実施している「商業動態統計」という抽出調査である。毎月、実施されている。月次データがあるために、市場成長率が景気循環に反応していると判断できる。

毎月実施する商業動態統計は「抽出調査」であるとはいえ、デパート、コンビニ、家電大型専門店など主要な小売店を網羅している（資料3参照）。我が国の市場のかかなりの部分を網羅しているので、標本理論によっておおよそ市場規模がどれくらい変化しているかは判断できるとされている。市場成長率が景気動向指数に採択されているのも、このためである。

資料4を見てもらいたい、商品販売額がその調査項目に入っている。

資料3 商業動態統計の対象店舗²⁾

分類	主 な 調 査 対 象
甲	従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び 従業者200人以上の卸売事業所
乙	甲、丙、丁1～4の対象を除いた卸売事業所、小売事業所
丙	従業者50人以上の百貨店及びスーパー
丁1	コンビニエンスストア
丁2	家電大型専門店
丁3	ドラッグストア
丁4	ホームセンター

2) 青森県サイト http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/.../20151026_tokeitopics.pdf

資料4 商業動態統計の調査項目³⁾

		調 査 項 目										調査票の配布・回収
		商品販売額	販売先別商品販売額	月末従業者数	期末商品手持額（四半期末）	商品券販売額	月間営業日数	売場面積	月末店舗数	（丁1のみ）サービ ス売上高含む	月間商品販売額 （丁1のみ）サービ ス売上高含む	
分 類	甲	○	○	○	○							都道府県
	乙	○		○								
	丙	○		○	○	○	○	○				国
	丁1								○	○	○	
	丁2				○				○	○	○	
	丁3				○				○	○	○	
	丁4				○				○	○	○	

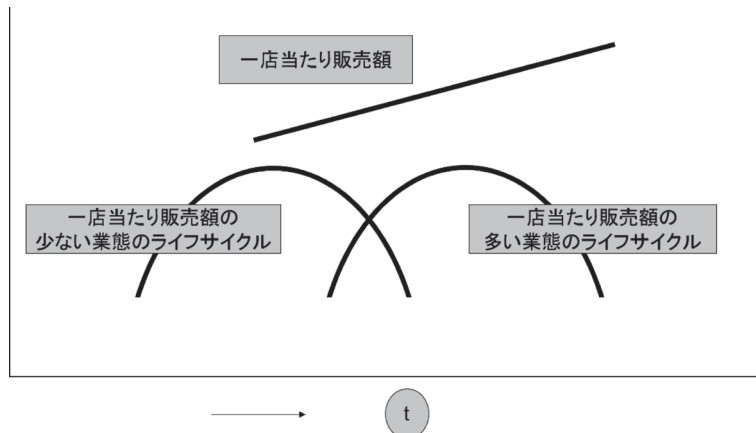
一方、一店あたり販売額のような流通構造の変化を示す変数は、業態のライフサイクルによって決定される。

個人商店など古い業態では一店あたり販売額が少なく、スーパーマーケットなど新しい業態では一店あたり販売額が多い。したがって個人商店からスーパーマーケットへと業態の主役が交代するにつれて、流通変数は安定した上昇トレンドを持つ。

3) 同上 青森県サイト

次の図は、個人商店からスーパーマーケットへと業態の主役が交代するにつれて一店当たり従業者数が必ず上昇トレンドを持つことを表した図である⁴⁾。

資料5 一店あたり販売額が上昇トレンドを持つ場合



業態のライフサイクルは、景気循環から独立していると考えられている。単純に業態間の競争力だけの影響を受け、業態の主役の交代もまた景気循環から独立をしている。この考え方が正しいとすれば、一店あたり販売額は安定した上昇トレンドを持つ変数なので、市場規模のようにサイクルを持たないと思われる。

これを数字で確認したいのだが、簡単ではない。一店あたり販売額は市場規模だけでなく、小売店数の両方によって決定されるが、商業動態統計からは小

4) 反対にスーパーマーケットから、コンビニのように一店あたり従業者数の少ない業態へと、業態の主役が交代するようなことになれば、一店あたり従業者数は下降トレンドを持つことにある。しかし本稿では説明を簡単にするために、下記のような上昇トレンドを持つ場合に限って話をすすめたいと考えている。

売店数を把握できないからである。

先ほどの資料4を見ると、確かに月末店舗数という調査項目がある。しかし次の事情によって、これを使って一店あたり販売額の変化を知ることはできない。

商業動態統計が網羅しているのは主要な大型店である。我が国の小売市場全体において主要大型店の販売額の占める割合は大きい。そこでこれらの変化を知ることによって、販売額の動向を知ることができる。

しかし我が国全体の小売店数における主要大型店の占める割合は半分程度である。それだけ中小小売店数の多いことを示している。したがって商業動態統計からは小売店数の動向を知ることができず、一店あたり販売額がサイクルを持っているとも、あるいはサイクルを持っていないとも判断できないのである。

ではもうひとつのデータベースである商業統計はどうかといえ、こちらもサイクルの有無の判断ができない。

商業統計は「全数調査」なので、確かに市場規模だけでなく小売店数のデータも得ることできる。しかし商業統計は2年もしくは3年に1回しか実施されず、月次データを得られない。

月次データを使って初めて景気循環に反応しているかどうかを観察することができるため、商業統計では、一店あたり販売額がサイクルを持つ変数であるかどうかを判断できない⁵⁾。商業動態統計は小売店数のデータを手にいれられず、さりとて商業統計では月次データが手に入らない。

市場規模はサイクルを持つ変数であると判断することができる。ところが、一店あたり販売額はサイクルを持つ変数であるかを判断できない。

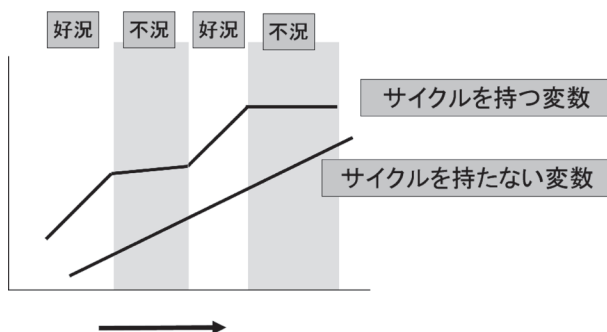
5) 商業統計を使うと、一店あたり販売額もあたかもサイクルを持たない変数であるかのようになってしまう。クロスセクションデータでも相関関係があり、時系列データでも市場規模と一店あたり販売額がともに右肩上がりである時期が長く続いた。そのために、クロスセクションデータと時系列データに齟齬が生じないので、流通研究では非定常性に関する研究が遅れることになったのである。

かりに一店あたり販売額がサイクルを持たない変数であるとしよう。サイクルを持つ市場規模とサイクルを持たない一店あたり販売額は無相関に変化していることになる。単に二つの変数が右肩上がりに増加しているからといって、それだけを根拠にして両変数に相関関係があると判断することはできないのである。これは商業統計を使う限り、比較分析研究そのものが決して容易ではないことを示している。

それにもかかわらず仮説化を進めてしまったのが、次に紹介する林仮説（1960）である。

林が使った変数は、「一店あたり販売額」ではなく、「一店あたり従業者」である。その一店あたり従業者数もまた、商業統計からはサイクルの有無を判断できない変数である。したがって、林が証明をできたことにはならないのである。

資料6 市場規模と一店あたり従業者数の時系列データ（筆者製作）

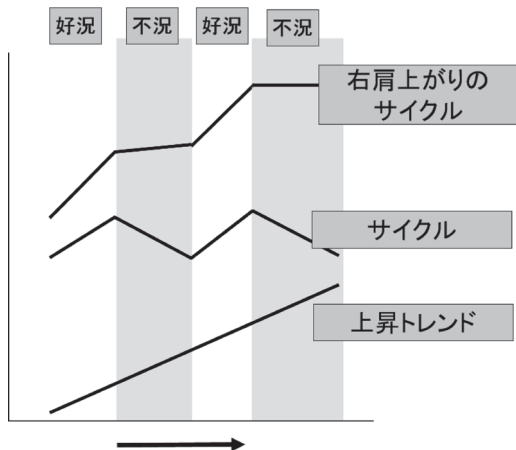


サイクルとトレンド

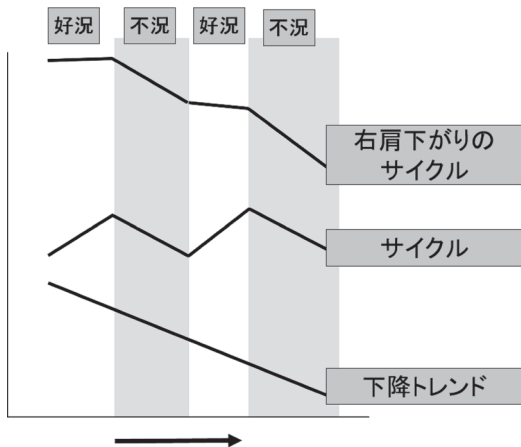
しかしサイクルで判断できない変数については、トレンドを使って判断するという方法がある。資料7は右肩上がりのサイクルをサイクルと上昇トレンド

に分離したものである。また資料8は下降するサイクルをサイクルと下降トレンドに分離したものである。

資料7 上昇するサイクルは、協規模をサイクルと上昇トレンドに分離



資料8 右肩下がりの市場規模をサイクルと下降トレンドに分離



変数がサイクルとトレンドに分離できる以上、かりにサイクルの部分が同じであっても、トレンドが異なることによって、両変数は無相関であることがわかる。

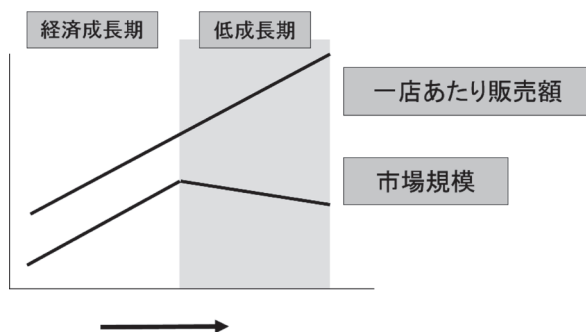
資料9は市場規模と一店あたり販売額のトレンドの変化をわかりやすく書いたイメージ図である。

個人商店のような伝統的な業態から、スーパーマーケットのような近代的な業態へと業態の主役が交代するにつれて一店あたり販売額は市況と関係なく上昇している。それに対して市場規模は成長期には拡大しているが、低成長期、特に近年になると人口減少などで縮小している。つまり市場規模と一店あたり販売額はそれぞれ異なるトレンドを持っていることがわかる。

市場規模と一店あたり販売額は簡単な式で表すことができるくらい、強い関係性を持った変数である。したがってクロスセクション分析や、それを応用した重回帰分析を使えば、相関関係があるという結果が出る。

しかしそれらの変数は非定常性変数なので、それぞれが異なったサイクルとトレンドを持っている。したがって現実には互いに無相関に変化しているのである。流通構造は市況とは関係なく、自律したメカニズムによって、変化しているのである。

資料9 市場規模と一店あたり販売額はトレンドが異なる



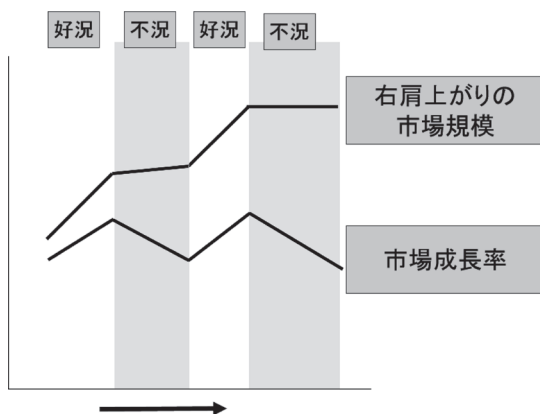
第2節 動学比較分析という誤謬

静学変数も非定常性変数であれば、その動学変数もまた非定常性変数であることに変わりはない。したがって、クロスセクション分析を使って動学変数間に関係性を発見したところで、それを根拠にして現実にも相関関係を持ちながら変化しているとは言えない。

その原理を説明するために、静学変数と動学変数がどのような関係になっているかを明らかにしたい。

資料10は右肩上がりの「市場規模」(上)と、その動学変数化した「市場成長率」(下)を表した図である。この二つをそれぞれ、先ほどのようにサイクルとトレンドに分けると、静学変数とその動学変数は同じサイクルを持っていることがわかる。異なるのはトレンドの傾きだけである。

資料10 右肩上がりの市場規模と、その市場成長率



つまりサイクルを持つ静学変数は、動学化してもやはりサイクルを持つ。そしてサイクルを持たない変数は、動学化してもやはりサイクルを持たない。動

学化して変わるものは、「トレンドの傾き」だけである。

これを前述の市場規模と一店あたり販売額を使って説明をすると、資料11のようになる。市場規模がサイクルを持つ変数である以上、動学化した市場成長率もまたサイクルをもつ。また一店あたり販売額がサイクルを持たない変数であれば、動学化した一店あたり販売額変化率もまたサイクルを持たない。

サイクルという観点から見れば、静学変数間で無相関なのに動学化するだけで相関関係が新たに生じるということは無いのである。したがって、動学比較分析という方法論には優位性は無い。

資料11 市場規模と一店あたり販売額の、それぞれの静学変数と動学変数

	サイクルを持つ	サイクルを持たない
静学	市場規模	一店あたり販売額
動学	市場成長率	一店あたり販売額 変化率

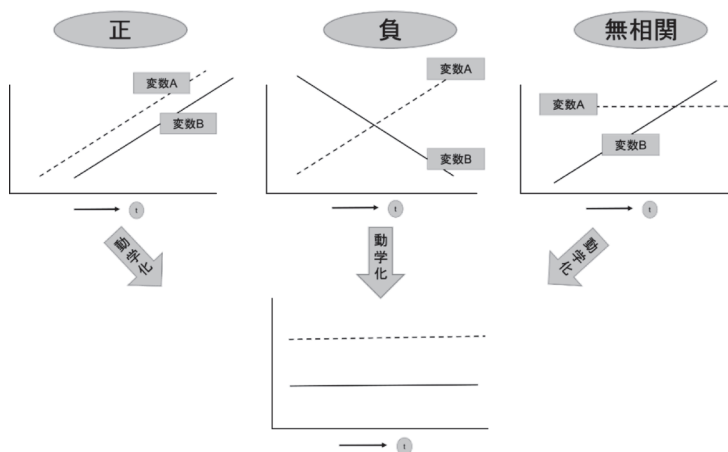
トレンドの喪失

むしろ本当の問題は、どうして動学化するだけで相関関係が生じるように「見えてしまう」かである。それを知るためにはサイクルではなく、トレンドの変化に着目しなければならない。

資料12は、左から正の符号の相関関係、負の符号の相関関係、そして無相関である二つの静学変数のトレンドだけを抜き出して示したものである。

静学変数であればトレンドは正の相関、負の相関、そして無相関と様々な形のトレンドを持つ。ところがこれらのどの場合でも、動学変数になるとそのトレンドは水平の二本の線というひとつのパターンしか持たない⁶⁾。

資料12 動学化するだけで二本の水平の線になる（筆者製作）



水平の二本の線は正の相関関係を表すわけではない。これを筆者は「トレンドの喪失」と呼ぶが、それを理解するために資料を見てもらいたい⁷⁾。

時系列データでは、トレンドが可視化される「変動期」と、トレンドが不可視化される「安定期」という時期がある。二つの変数のトレンドが正の符号

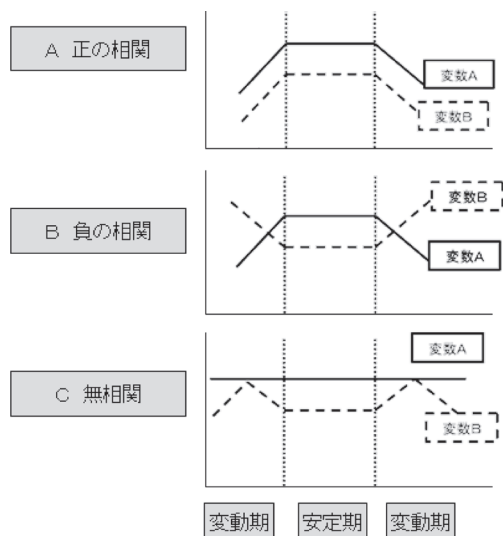
- 6) この現象は、あくまでも静学変数が線形である場合に限って生じるものである。静学変数が非線形であれば、やはり動学変数には正の相関、負の相関、そして無相関と様々な形が生じることになる。例えば80年代以降、市場成長率は下降トレンドを持つ。その原因は市場規模が幾何級数に縮小していくからである。
- 7) 市場規模は低成長期に入ると幾何級数的に低下する。そのため市場成長率は右肩下がりになる。田村が市場成長率を観察していた高度経済成長期、市場規模は線形だったのだ、水平の線だった。

（図A）、負の符号（図B）、そして無相関（図C）のそれぞれについて変動期と安定期を描いたものである。安定期に限れば、どの場合も同じ形になることに注意してもらいたい。

つまり動学比較分析で生じる二本の水平の線は、正の相関関係を表すのではなく、なんら特定の関係性を表さない。そこでこの安定期に観察をしてしまうと、実際には正の相関関係でないにもかかわらず、正の相関関係が生じているという錯覚をする。

動学変数には安定期のものが圧倒的に多い。実際、後述する市場スラック仮説は、観察する二つの変数がともに安定期に作られたものだったのである。

資料13 安定期ではトレンドが不可視化されてしまう（筆者製作）



市場スラック仮説

市場スラック仮説が使っていた変数は、「市場成長率」と「個人商店販売額

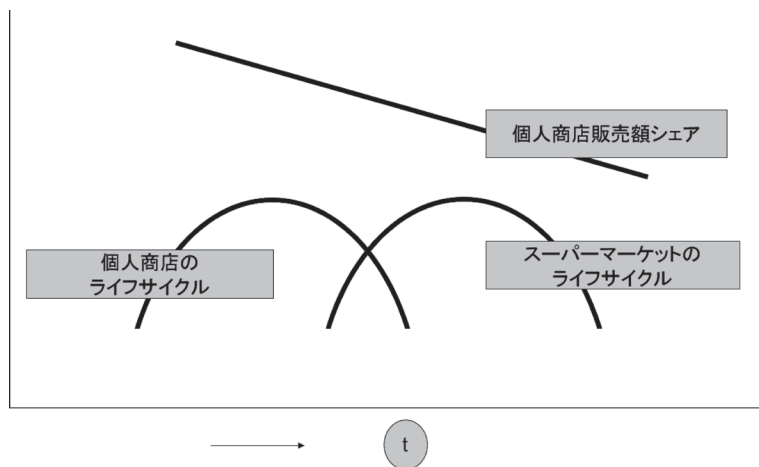
シェア変化率」である。市場規模を動学変数にしたものが「市場成長率」、そして個人商店販売額シェアを動学化したものが「個人商店販売額シェア変化率」である。後者について田村は「相対的生産性」と呼んでおり、本稿でも同名称を使いたい。

市場スラック仮説は業種別クロスセクション分析を使って両変数に正の相関関係のあることを明らかにしているだけである。しかしこれらの変数はともに非定常性変数なので、実際にはどのように変化しているかは観察してみないとわからない。そして結論から先に言うと、両変数は無相関に変化しているのである。

まずサイクルから観察したいが、市場規模はサイクルを持つ変数であることが商業動態統計からわかっている。したがって、それを動学化した市場成長率もまたサイクルを持つ変数である。

個人商店販売額シェアは、一店あたり販売額と同じように業態のライフサイクルによって変化する変数である。資料14を参照してもらいたい、個人商店

資料14 個人商店販売額シェアは必ず下降トレンドを持つ



という伝統的な業態からスーパーマーケットのように近代的な業態へと、業態の主役が交代するにつれて個人商店販売額シェアは右肩下がりに低下するので、常に下降トレンドを持っていると思われる。ただし同変数がサイクルを持つ変数であるかどうかはまた商業動態統計でも商業統計でもわからないので、それを数字で検証できるわけではない。

つまり個人商店販売額シェアがサイクルを持つかどうか分からないため、その動学変数である相対的生産性もまたサイクルを持つかどうかは不明である。

したがって少なくともサイクルを持つかどうかという点に関しては、市場成長率と相対的生産性に相関関係があるかないかは判断できないということになる。

トレンドを比較する

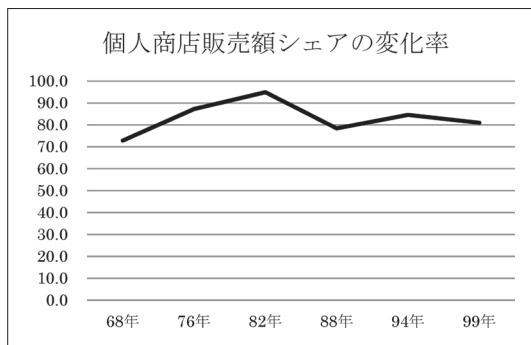
サイクルでは判断ができなければ、トレンドを比較するしか方法がないのは前述のとおりである。かりに相対的生産性がサイクルを持つ変数であるとしても、両変数のトレンドが異なっているのであれば、無相関ということになる。サイクルとトレンドの両方に相関関係が生じて初めて同じように変化していると言えるからである。

田村が観察していた高度経済成長期、市場成長率のトレンドは安定していた。つまり水平の線であった。また個人商店販売額シェアのトレンドもまた安定した水平の線であった。つまり両変数ともに安定期にあったために、両変数には正の相関関係があると考えることになった。

しかし安定期のデータだけでは正の相関関係があると言えないのは、資料13で説明したとおりである。実際、低成長期に入ると市場成長率のトレンドが右肩下がりになったことは衆知の事実である。対照的に個人商店販売額シェア変化率は、いつまでも安定したままである（資料15参照）。

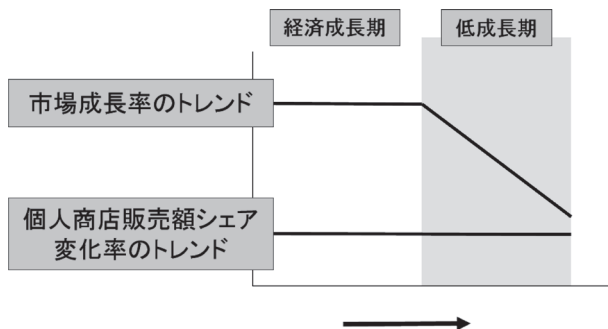
両変数の時系列データをわかりやすく図示した資料16を見てもらいたい。低

資料15 個人商店販売額シェアの変化率



出典 商業統計

資料16 市場成長率と個人商店販売額変化率のトレンドは無相関



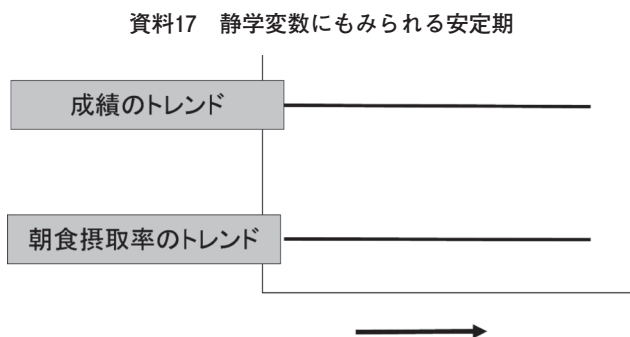
成長期に入ると市場成長率のトレンドだけが右肩下がりに低下することから、もともと両変数はそれぞれ異なる種類のトレンドを持っていたことを示している。

たまたま安定期にある状態だけを観察していたために、あたかも正の相関関係があるように錯覚したに過ぎないのである。

静学変数にもあるトレンドの喪失

筆者はトレンドが判断不能である状態を「トレンドの喪失」と呼んでいるが、動学変数だけに見られる現象ではない。例えば成績と朝食摂取率に関係性のあることは、経験的にわかっている。朝食摂取率別クロスセクションデータから正の相関関係のあることは確認されている。

ところが両変数とも非定常性変数であり、その関係性にしがたって変化をしているわけではない。この事実がわかりにくいのは、両変数が構造的に安定し、トレンドの喪失を経験するからである。資料17のイメージ図のように、両変数は構造的にほとんど変わらないである⁸⁾。



第3節 自己雇用モデル

自己雇用モデルの各変数についても整理をしておきたい。自己雇用モデルは自己雇用率と、雇用弾力性を使っている。自己雇用モデルもまた、クロスセクション分析を使って、「雇用弾力性」と「自己雇用率」に関係性のあることを

8) もちろん私たちは経験的に朝食摂取率と成績に相関関係のないことをよく知っている。その場合、疑似相関だから関係がないのだと考える人が多いがそうではない。両変数が非定常性変数なので、無相関に変化をするのである。

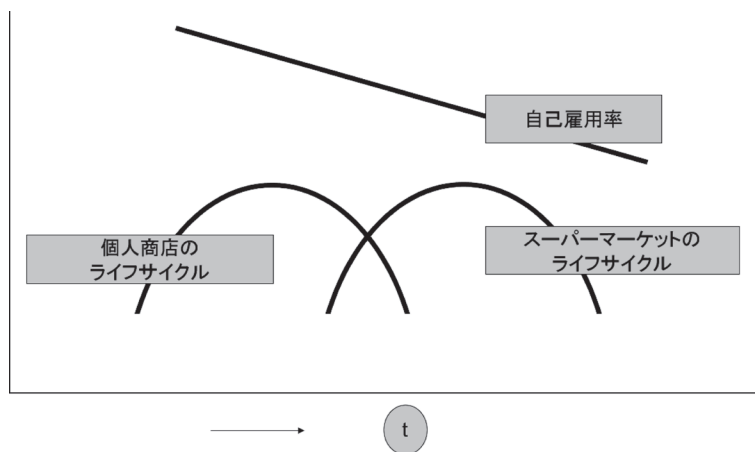
根拠にしている⁹⁾¹⁰⁾¹¹⁾仮説である。

しかし両変数とも非定常性変数であることから、いくら関係性を検証したところで仮説化の根拠にはならないのは、これまでの説明と同じである。そこでサイクルとトレンドの両方の視点から、実際に相関関係の有無を確認する必要がある。

自己雇用率は業態のライフサイクルによって変化をする変数である。個人商店からスーパーマーケットへと業態の主役が交代することによって、自己雇用率は常に下降トレンドを持つと考えられる。

しかし商業統計からは月次データを得られないので、サイクルについては確

資料18 自己雇用は常に下降トレンドを持つ



9) 風呂勉 (1960)、「商業における過剰就業と雇用需要の特定」神戸商科大学論集 通巻第37-39号

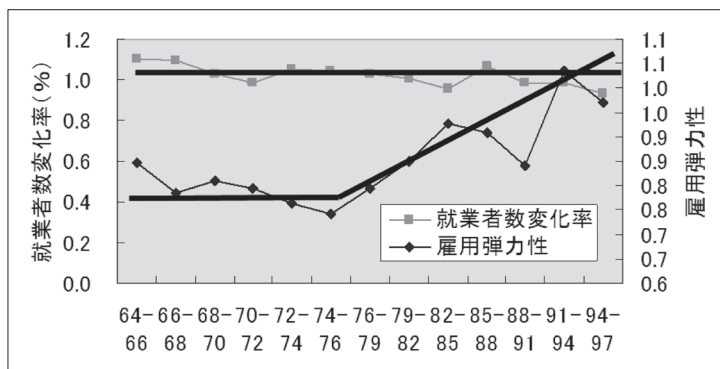
10) 藤本寿良 (1983)、「わが国商業における就業構造について」、大阪経済大学中小企業経営研究所報「経営経済」p.22

11) 石井淳蔵 (1996)、『商人家族と市場社会』、有斐閣 p.146

認できない。そこで市場スラック仮説と同じように、雇用弾力性と自己雇用率が同じトレンドを持っているのか、それとも異なるトレンドを持っているのかを確認したい。

資料19は雇用弾力性のトレンドを示したものである。高度経済成長期には安定していたが、低成長期に入ると上昇し始める。就業者数変化率が安定したまま、市場成長率だけが低下するからである。

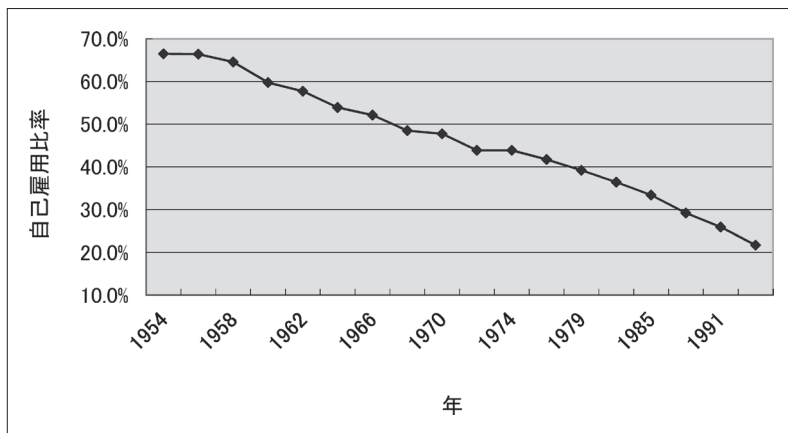
資料19 雇用弾力性のトレンドは安定している



資料20は自己雇用率のトレンドである。高度経済成長期から現在に至るまで、同変数は一貫して下降トレンドしか持たないことがわかる。風呂が観察をしていた高度経済成長期にはすでに雇用弾力性と自己雇用率のそれぞれのトレンドは無相関であった。つまりサイクルについては不明としても、少なくともトレンドについては互いに無相関に変化していることがわかる。したがって、自己雇用モデルは棄却されるのである。

自己雇用率が安定して下降トレンドを持っているということに着目すれば、筆者の仮説のように、自己雇用率の高い業態から低い業態へと安定して業態の主役が交代していることを意味しているのである。

資料20 自己雇用率は一貫して下降トレンド



出典 商業統計

まとめ

非定常性変数における時系列データ特有の変化はサイクルとトレンドで構成されている。したがって両変数に相関関係があるかないかを判断するには、サイクルとトレンドの両面から考察することが必要である。

データベースの問題によって、流通構造がどのように変化をしているかをサイクルのレベルでは残念ながら判断できない。しかしトレンドのレベルでは、古い業態から新しい業態へと独自のメカニズムで、安定して変化していることがわかる。流通構造は市況に影響を受けるというよりも、自律したメカニズムにしたがって変化をしているのである。

参考文献

青森県サイト

石井淳蔵 (1996)、『商人家族と市場社会』、有斐閣

田村正紀（1986）、『日本型市場システム』、千倉書房

林 周二（1962）、『流通革命——製品・経路および消費者』、中央公論社

藤本寿良（1983）、「わが国商業における就業構造について」、大阪経済大学中
小企業経営研究所報「経営経済」

風呂 勉（1960）、「商業における過剰就業と雇用需要の特定」、神戸商科大学
論集 通巻第37-39号

大阪学院大学商・経営学会会則

- 第1条 本会は大阪学院大学商・経営学会と称する。
- 第2条 本会の事務所は大阪学院大学図書館内におく。
- 第3条 本会は本学の設立の趣旨にもとづいて、商学、経営学およびこれらに関連する諸科学の研究を促進することを目的とする。
- 第4条 本会は次の事業を行う。
1. 機関誌「商・経営学論集」の発行
 2. 研究会、講演会および討論会の開催
 3. その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第5条 本会の会員は次の通りとする。
1. 大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部の専任教員で商学、経営学およびこれらに関連する諸科学のいずれかを専攻または担当する者
 2. 本会の趣旨に賛同し役員会の承認を得た者
- 第6条 会員は本会の機関誌その他の刊行物の配付を受けることができる。
- 第7条 本会には次の役員をおく。任期は2年とし、再選をさまたげない。
1. 会 長 1名
 2. 副 会 長 1名
 3. 庶務および編集委員 5名以内
- 第8条 会長は会員の中から選出し、総長が委嘱する。
副会長は会長が会員の中から委嘱する。
委員は会員の互選にもとづいて会長が委嘱する。
- 第9条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
副会長は会長を補佐する。役員は役員会を構成し、本会の企画・運営にあたる。
- 第10条 会長は役員会を招集して、その議長となる。

第11条 会長は会務執行に必要なとき、会員の中から実行委員を委嘱することがある。

第12条 総会は年1回これを開く。ただし、必要あるときは会長が臨時に招集することができる。

第13条 本会の経費は大阪学院大学からの交付金のほかに、有志からの寄付金、その他の収入をもってあてる。

第14条 各学会の相互の連絡調整をはかるため「大阪学院大学学会連合会」をおく。

本連合に関する規程は別に定める。

第15条 会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第16条 本会会則の改正は総会の議を経て総長の承認をうるものとする。

附 則

1. 商学論集は商経論叢の発行を引継ぐものとする。
この会則は、昭和62年4月1日から施行する。
2. 流通・経営科学論集は商学論集の発行を引継ぐものとする。
この会則は、平成6年4月1日に改正し、施行する。
この会則は、平成13年4月1日に改正し、施行する。
3. 流通・経営学論集は流通・経営科学論集の発行を引継ぐものとする。
この会則は、平成20年4月1日に改正し、施行する。
この会則は、平成24年4月1日に改正し、施行する。
この会則は、平成25年4月1日に改正し、施行する。
4. 商・経営学論集は流通・経営学論集および企業情報学研究の発行を引継ぐものとする。
この会則は、平成26年4月1日に改正し、施行する。

以 上

大阪学院大学商・経営学論集投稿規程

1. 投稿論文はその内容が商学、経営学およびこれらに関連する諸科学のいずれかに属するものでなければならない。
2. 投稿資格者は、原則として本学商・経営学会の会員に限る。ただし、次の者は役員会の議を経て掲載することができる。
 - (1) 大学院生で指導教員の推薦がある者
 - (2) 本会々員と共同執筆の者
 - (3) 客員教授、非常勤講師ならびに学外者
3. 原稿は次のように区分し、この順序にしたがって編集する。
論説・研究ノート、資料など。
4. 原稿は未発表のものに限り、枚数は原則として200字詰80枚、印刷ページにしてA5判で20ページのいずれをも超えないものとする。これ以上の枚数については編集委員会で検討することがある。
5. 発行は原則として、9月、3月の年2回とし、1回の刷上がりページは原則として120ページ以上とし、原則として年間総ページを600ページとする。
必要な場合は1回増刊することができる。
6. 抜刷は40部を進呈し、特に研究上必要と認められる場合は編集委員会で検討のうえ、200部まで配布する。
7. 投稿され掲載された成果物の著作権は、著作者が保持する。
なお、出版権、頒布権は大学が保持するため、論文転載を希望する場合は、学会宛に転載許可願を提出願うこととする。
8. 投稿された論文の著作者は、当該論文を電子化により公開することについて、複製権および公衆送信権を大学に許諾したものとみなす。大学が、複製権および公衆送信権を第三者に委託した場合も同様とする。
この規程は、平成26年4月1日から適用する。

以上

大阪学院大学商・経営学論集執筆要領

原稿について

1. 原稿用紙は原則として本学指定の200字詰め横書きとする。原稿はコピーではない正本を提出し、必ず原稿提出票をそえること。
2. 欧文はタイプライトまたは活字体でなければならない。
3. できるだけ現代かなづかいと当用漢字を用い、難字は欄外に大書すること。
4. 印刷字体その他印刷上のスタイルなどの指定は、執筆者が原稿に直接朱筆すること。特に数式については留意すること。

脚注について

5. 本文の脚注番号は、たとえば上ツキで3)とし、全体を通じての通し番号をつけること。
6. 脚注文は原稿においては、一括して本文の文末におくこと。(印刷出来上がりでは文字通りの脚注となる。)

図表について

7. 図と表は原稿とは別紙に書いて1枚ごとに番号と執筆者名を記入し、本文中に挿入箇所を指示すること。印刷所に原図作成を依頼する場合は、鉛筆で下書きしたものを用意するか、または適当な方法で書いた見本を添えること。
8. 自分でスミ入れして完成させた原図や写真の場合は、厚手の台紙に貼り付けて希望の縮尺を記入すること。印刷所に原図作成を依頼する場合は、鉛筆で下書きしたものを用意するか、または適当な方法で書いた見本を添えること。

校正について

9. 著者校正は3校までとし、朱筆で記入すること。3校以前でも校正の必

要がなくなれば、校了または責了とすること。

10. 次の場合は、必要経費の一部が執筆者負担となることがあるので特に注意されたい。

ア 校正の際、内容に大きな変更を加えることは認められないが、やむをえず行って高い組み換え料が生じた場合

イ 特殊な印刷などによって通常の印刷費をひどく上まわる場合

欧文原稿について

11. 不透明な用紙の片面に 1 行あきにタイプライト（黒の印字）すること。

原稿の提出先等について

12. 原稿の提出期限は発行月の 4 カ月前の月末とする。

13. 原稿の提出先は編集委員あてとする。なお、本学指定の原稿用紙および原稿提出票は図書館事務室で配布する。

以 上

平成28年度 大阪学院大学商・経営学会会員

池 田 広 男	石 倉 弘 樹	稲 田 賢 次
小 倉 康 三	金 川 徹	金 丸 輝 康
加 茂 英 司	喜 田 昌 樹	木 村 貞 子
郡 司 健	香 坂 千佳子	後 藤 晃 範
後 藤 登	坂 根 博	白 井 義 雄
杉 原 淳 子	田 中 延 幸	田 中 道 雄
テイラー雅子	照 屋 哲 男	富 澤 秀 敏
中 野 有	西 原 里 実	西 村 重 富
野 口 清 司	船 本 修 三	古 田 隆 紀
松 田 良 子	三 上 磨 知	水 原 紹
水 原 熙	宮 田 将 吾	森 重 喜三雄

(50音順)

平成28年度 大阪学院大学商・経営学会役員

会 長	石 倉 弘 樹	
副 会 長	西 村 重 富	
委 員	池 田 広 男	加 茂 英 司
	木 村 貞 子	杉 原 淳 子
	三 上 磨 知	

執筆者紹介（掲載順）

郡 司 健 （経 営 学 部 教 授）

加 茂 英 司 （商 学 部 教 授）

平成28年 9 月30日 発行

編集兼
発行人

大 阪 学 院 大 学 商 ・ 経 営 学 会

〒⁵⁶⁴⁻₈₅₁₁ 大 阪 府 吹 田 市 岸 部 南 2 丁 目 36 番 1 号

T E L (06) 6 3 8 1 - 8 4 3 4 (代)

印刷所

大 枝 印 刷 株 式 会 社

〒⁵⁶⁴⁻₀₀₃₁ 大 阪 府 吹 田 市 元 町 28 番 7 号

T E L (06) 6 3 8 1 - 3 3 9 5 (代)

OSAKA GAKUIN UNIVERSITY

REVIEW OF COMMERCE AND BUSINESS ADMINISTRATION

VOL. 42, NO. 1

SEPTEMBER 2016

CONTENTS

ARTICLES

Takeshi Gunji 1

Expansion of Basic View in Contemporary Accounting and Its
Significance

Eiji Kamo 37

Research about Cycles and Trends of Nonstationary Variables in
Distribution Structure

OSAKA GAKUIN UNIVERSITY
ACADEMY OF COMMERCE AND
BUSINESS ADMINISTRATION